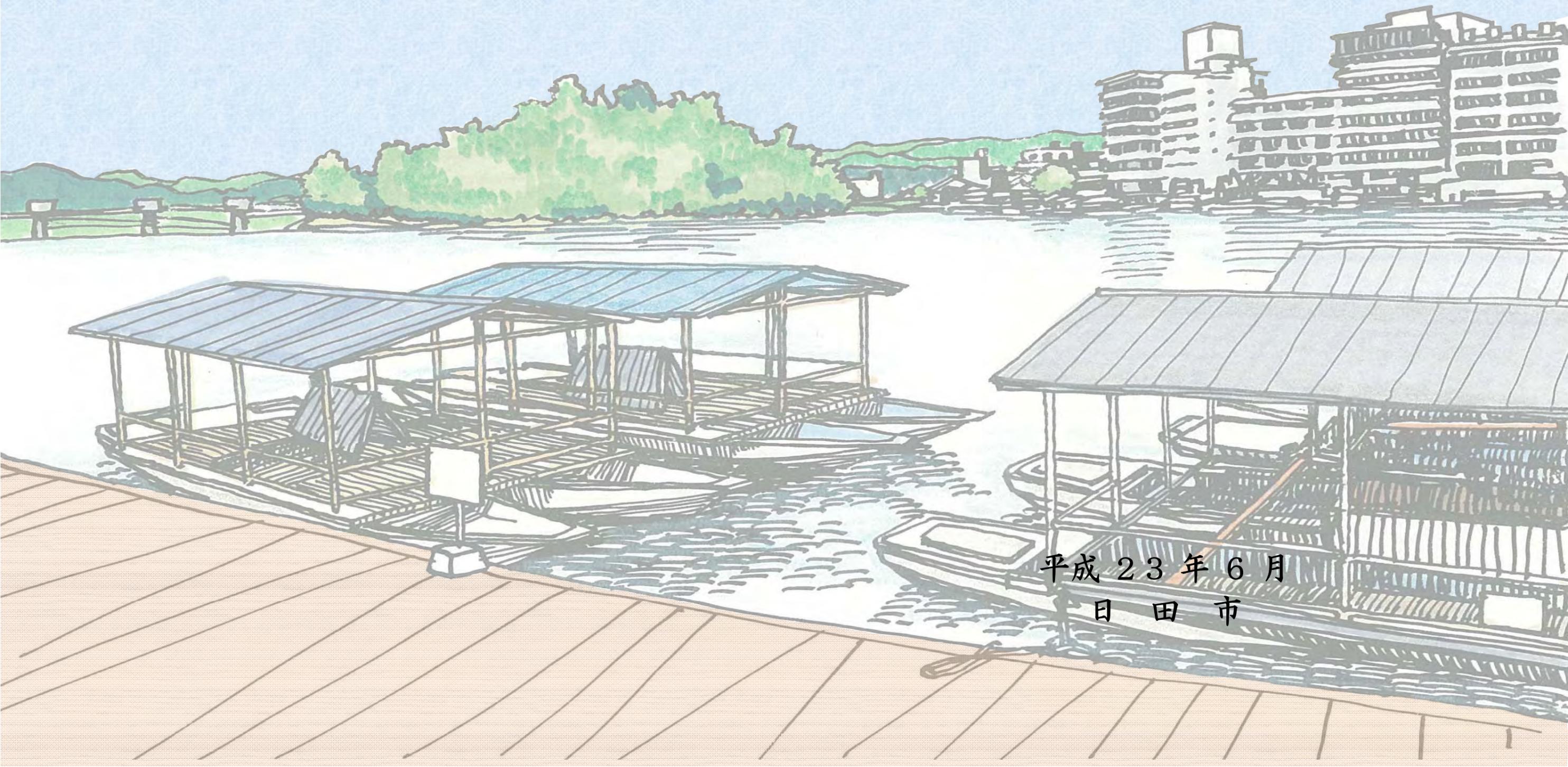


日田市景観計画



平成23年6月
日田市

はじめに



本市には、歴史、文化を今に伝える町並み景観や豊かな河川や森林などの自然景観とその恵みを受け営まれた農村・山村の景観など、素晴らしい景観が市内に多くあります。

この日田特有の景観は、私たちの祖先が受け継いできた日々の営みや、市域の中心を流れる筑後川・津江山系・日田英彦山系などの美しく雄大な山々によってもたらされたものであり、本市の文化・産業暮らしを支え続けている貴重な財産でもあります。

私たちのまちが有しているかけがえのない景観資源を守り・育てていくことが、豊かな自然環境や都市環境の維持・発展につながっていくということを再認識し、一人ひとりが「自分にできること」を考えて行動することが、非常に大切です。

また、この美しい“景観”を次の世代へ引き継いでいくことも私たちの大切な役割であり、使命でもあります。

今後は、本計画に基づきまして地域特有の良好な“景観”を守り、育てていくために、市民の皆さんと事業者の方々と行政が協働し、地域が持つ特性に応じて『自然と地域と人がつながる”水郷日田“の景観まちづくり』が図られるように積極的に取り組んでいきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたり、1年にわたって鋭意ご審議をいただきました日田市景観計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や意見募集等を通じて貴重なご意見やご提言をお寄せいただきました市民・事業者・市民団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成23年 6 月

日田市長 佐藤 陽 一

目 次

第1章 景観計画を策定するにあたって P 1

- 1-1 趣 旨
- 1-2 日田市のすがた
- 1-3 景観計画の位置付け
- 1-4 市民・事業主・行政の役割

第2章 良好な景観を形成するための基本的な考え方 P11

- 2-1 基本理念
- 2-2 目 標

第3章 景観計画区域 P15

- 3-1 景観計画区域の指定
- 3-2 景観計画区域の区分

第4章 良好な景観形成に関する方針 P20

- 4-1 基本方針
- 4-2 景観形成重点地区における景観形成の方針
- 4-3 特 別 区
- 4-4 各ゾーンにおける景観形成の方針

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 P34

- 5-1 届出制度の仕組みについて
- 5-2 景観計画区域における行為の制限
- 5-3 景観形成重点地区における景観形成基準

第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針 P 46

6-1 景観重要建造物及び景観形成建築物の指定の方針

6-2 景観重要樹木及び景観形成樹木の指定の方針

第7章 屋外広告物の掲出等に関する事項 P 52

7-1 屋外広告物の掲出等に関する方針について

第8章 景観重要公共施設の整備等に関する事項 P 54

8-1 景観重要公共施設の指定について

8-2 景観重要公共施設の整備について

第9章 景観農業振興地域整備計画に関する基本的な事項 P 58

9-1 景観農業振興整備計画について

第10章 より良い景観を守り育てていくために P 62

10-1 景観整備機構の指定について

10-2 景観協議会の設立について

10-3 景観協定について

10-4 今後の取り組みについて

【参考資料①】 私たちの景観を構成する要素について P 14

【参考資料②】 豆田地区の“いま”と“むかし” P 51

【参考資料③】 市民アンケート調査の結果について(その1) P 57

【参考資料④】 市民アンケート調査の結果について(その2) P 61

第1章 景観計画を策定するにあたって

- 1-1 趣 旨
- 1-2 日田市のすがた
- 1-3 景観計画の位置付け
- 1-4 市民・事業主・行政の役割

私たちのまちの景観 （豆田御幸通り）



1-1 趣 旨

(1) 景観法制定に至る社会背景について

日本は四季の変化に富んだ特色ある気候を有しており、国土の多くは山林地や田畑等が占め、豊かな緑にあふれた特有の景観がいたるところで見られました。

しかし、戦後の急速な経済発展に伴う画一的な開発や都市の形成によって、空中には電線がはり巡らされ、建築物や看板、標識が無秩序に立ち並ぶといった景観が日本各地で見受けられるようになり、また、農村地域では後継者不足などによる諸問題によって耕作放棄地や荒廃林地が、今もなお増え続けています。

その一方で、経済性や効率性を追求したまちづくりによる景観破壊の反省をふまえて、良好な景観の形成に対する関心やニーズが高まり、自治組織や地元住民、NPO法人等による独自の取組みや運動を支援するため、多くの地方自治体で景観に関する自主条例が定められました。

今までの“景観的に無秩序に整備される現状”を懸念した国は、平成15年に「美しい国づくり大綱」の中で、「景観に関する基本法制の制定」など15の具体的な施策を示し、平成16年には、“景観に関する総合的な法律”である「**景観法**」が制定されました。



今も残る豆田地区の“町割り”

(2) 日田市景観計画策定の意義

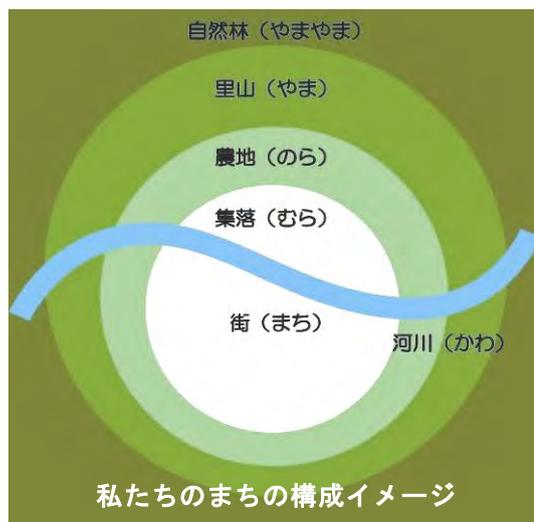
私たちのまちは、古くから山紫水明の里「水郷日田」として知られています。

九州一の大河川である筑後川を生み出す阿蘇の外輪山や九重連山の豊かな山林は、日田の町並みや集落における生業を支えるものとして筑後川の上流部を形成し、四季の移ろいと共に、長い年月を重ねながら多様な風景をみせています。

日田市全域を幾筋にもわたって流れる河川が、『自然林(やまやま)・里山(やま)・農地(のら)・集落(むら)・街(まち)』をつなぎ、祖先が築いてきたなりわいの中で、ひとつのまとまりをもって発展してきたことが、私たちのまちづくりにおける“いしずえ”となっています。

日常生活の中でなにげなく目にしている“河川や水路の流れ”、“歴史的な町並み”、“田園や農村の広がり”、“周りを取りまく山々が連なる眺め”は、それぞれが個別に存在しているのではなく一体的なつながりをもって存在し、日田特有の貴重な景観そのものとなっています。

何ものにも代えがたい私たちのまちの景観を“守り・育て”ながら子どもたちの世代に末永く引き継いでいくための道しるべとして『日田市景観計画』を策定します。



(3) これまでの取り組み

昭和50年代に市民が中心となって“古い町並みを活かしたまちづくり”の取り組みが始まったことをきっかけに、市民の大切な財産である豊富な景観資源をまちづくりに活かし、良好な景観形成と調和の取れた都市整備を図ることを目的として、平成元年度「都市景観形成モデル都市」(旧建設省)の指定を受け、日田市における景観まちづくりが本格的にスタートしました。



豆田町 草野本家前

また、平成3年には都市景観形成の指針となる『日田市景観ガイドプラン』を策定し、同年9月には、地域住民による積極的な景観まちづくり活動を支援することを目的として『日田市都市景観条例』を制定しました。

以来、十数年にわたり市民と事業主および行政が一体となって協働し、良好な景観形成に努めてきた事が評価され、平成19年4月に大分県知事の同意をもって景観法に基づく景観行政団体の指定を受けています。

(参考) 日田市におけるこれまでの取り組み事例

まちづくりの取り組み等に係るもの	景観形成の方針等に係るもの
日田市環境保全条例 (昭和47年12月)	大分県屋外広告物条例 (昭和39年7月)
都市景観形成モデル都市の指定 (平成元年)	日田市景観ガイドプラン (平成3年3月) 日田市都市景観条例 (平成3年9月) 豆田地区景観ガイドライン (平成4年11月)
日田市農業振興地域整備計画 (平成8月3年) 日田市都市計画マスタープラン (平成8年3月)	日田バイパス周辺地区景観ガイドライン (平成8年4月) 日田市建築協定に関する条例 (平成9年3月)
歴史国道『日田往還』整備計画 (平成9年3月)	隈地区都市景観形成ガイドライン (平成12年3月) 伝統的建造物群保存地区保存条例 (平成15年9月)
日田地域の新しいまちづくり計画 (平成16年2月) 日田市地域農業マスタープラン (平成16年4月) 日田都市計画区域マスタープラン (平成16年5月)	
都市再生整備計画(中心市街地地区) (平成17年3月) 都市再生整備計画(天瀬温泉地区) (平成18年3月) 第5次日田市総合計画 (平成19年3月) 日田市環境基本計画 (平成19年3月)	日田小鹿田焼の里景観計画策定 (平成19年9月) 日田小鹿田焼の里景観計画による届出行為等に関する条例 (平成19年9月)
日田市公共サイン基本計画 (平成20年3月) 日田市森林整備計画 (平成20年4月)	

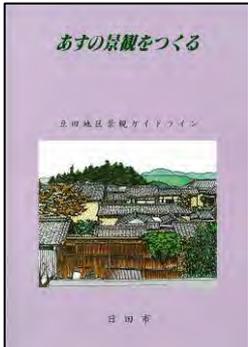
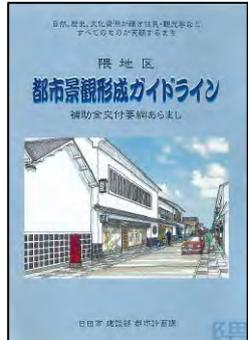
その他関連事項	関連資料
	 <p>日田市景観ガイドプラン</p>
<p>美しいまちなみ大賞受賞 (平成13年)</p> 	 <p>豆田地区景観ガイドライン</p>
<p>重要伝統的建造物群保存地区の選定 (平成16年12月)</p> 	 <p>日田バイパス周辺地区景観ガイドライン</p>
<p>景観行政団体の指定 (平成19年4月)</p>	 <p>限地区都市景観形成ガイドライン</p>
<p>重要文化的景観の選定 (平成20年3月)</p> <p>手づくり郷土賞の選定 (平成22年3月)</p>	

表1-1 日田市における景観まちづくり取り組み一覧

1-2 日田市のすがた

(1) 自然特性

私たちのまちは、周囲を阿蘇外輪山やくじゅう山系、英彦山系の美しい山々に囲まれ、月隈、日隈、星隈の日田三丘などに見られる特徴的で起伏に富んだ地形を有しています。

1,000m級の津江山系の源流から流れ出る豊富な水は、いくつもの河川を經由しながら日田盆地で合流しており、九州最大の河川である“筑後川”の上流部を形成しています。また、市内を幾筋にも流れる河川は私たちのまちの景観を印象づける重要な要素にもなっています。

一日の寒暖の差が大きく雨量も多いという内陸特有の気候であり、年間を通しての気温差が大きいことから、四季の移ろいがはっきりしている特徴があります。

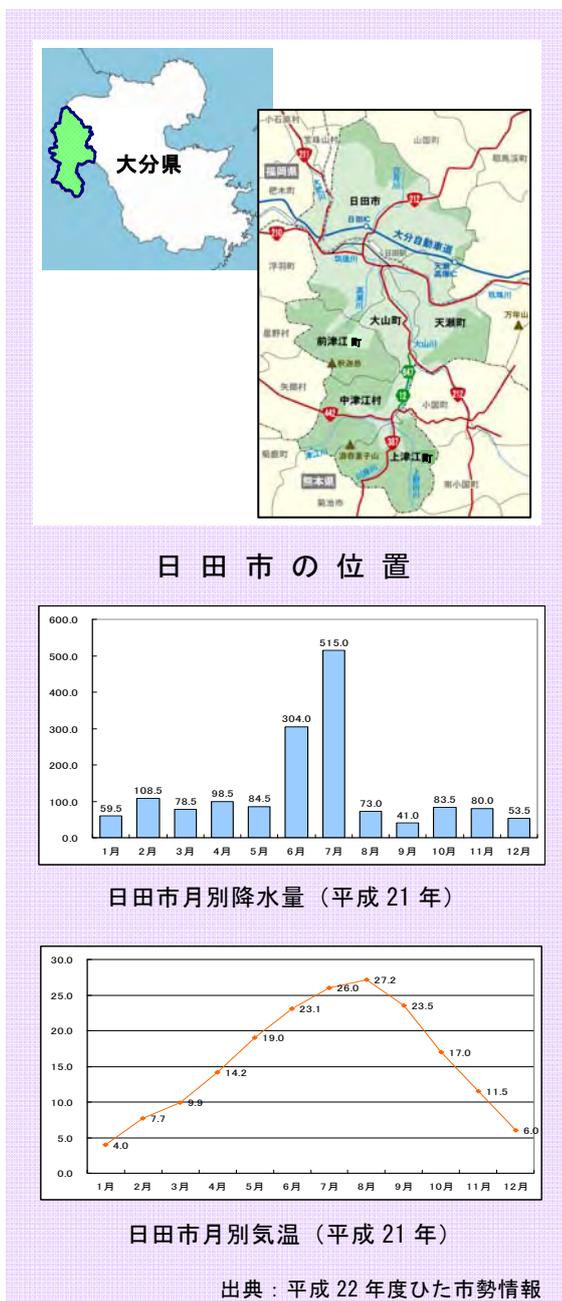


図1-1 日田市地形図（イメージ）

(2) 社会特性

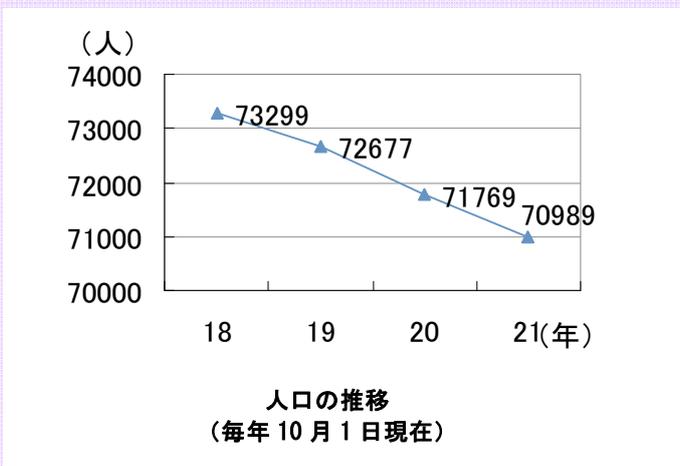
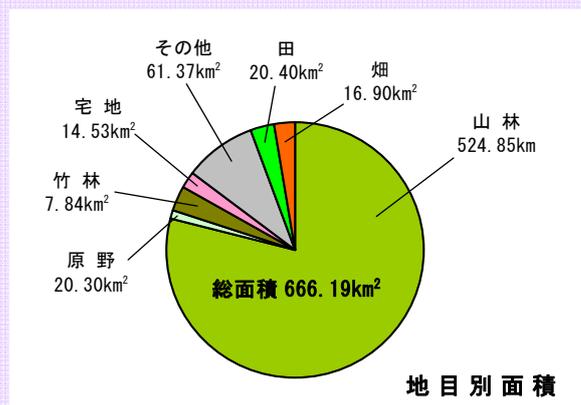
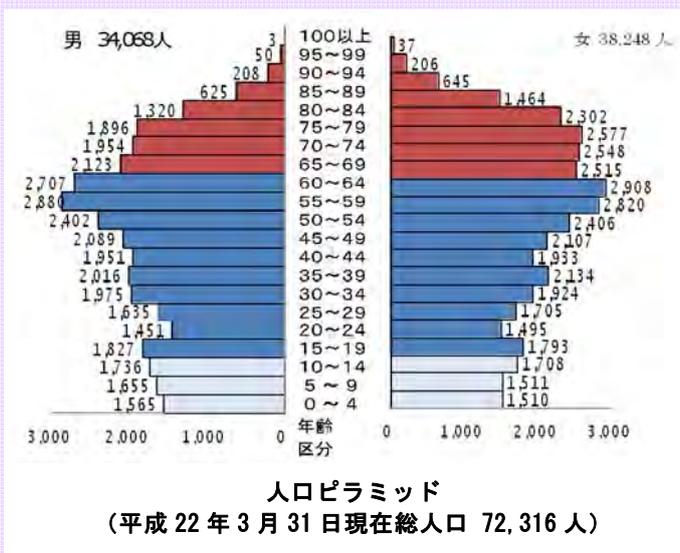
私たちのまちの総面積は、平成17年3月の市町村合併により、269.21km²から666.19km²と約2.5倍に拡大しました。総面積うちの約80%が山林や竹林等で構成されており、山林面積の約60%は“管理が必要”とされる人工林で占められています。



釈迦岳周辺の眺望（前津江町）

総人口は、出生数低下や他地域への人口流出などの諸問題により減少傾向にあります。また年代別人口をみても平成22年には年少人口が13%、生産年齢人口が58%、老年人口が28%であることから少子高齢化の傾向がみられます。

産業構造については、第3次産業への従事者が大部分を占めており、土地利用面積に比較すると第1次産業の従事者は少ない現状にあります。平成17年の合併に伴い林業家、農家数、耕地面積ともに増加したものの、全体的な傾向としては過疎化や高齢化の進行に伴って田畑や山林を管理する担い手の減少が懸念されています。



出展：平成22年度ひた市勢情報

(3) 歴史・文化特性

私たちのまちは、北部九州の交通の要衝として、安土桃山時代には豊臣秀吉の蔵入地、また、江戸時代には徳川幕府の直轄地として、九州の政治・経済の中心的役割を果たしてきました。また、近世以降は林業による発展期を迎えるなど、独自の歴史・文化が特徴的な地域です。

平成16年12月に『重要伝統的建造物群保存地区』の選定を受けた「豆田地区」や日隈城の城下町として繁栄した「隈地区」は歴史と伝統ある町並みが、多く残っています。

また、豊かな自然との深い関わりの中で築かれた製陶技術や棚田による伝統的農法が今なお受け継がれている皿山・池ノ鶴地区は平成20年3月に文化庁より『重要文化的景観』の選定を受けました。

水郷日田を象徴する三隈川には、鮎のやな場や鶴飼などの伝統漁法が受け継がれ、かつて内水面漁業で見られた貴重な生業が残っています。

その他、隈地区・天ヶ瀬地区の温泉街や市街地に張り巡らされた水路網等、水に関わる歴史・文化に育まれた景観資源を市内のいたるところで見ることができます。



三隈川の鶴飼



天ヶ瀬温泉街



日田祇園祭

(4) 課題

私たちのまち特有の景観を守り育てていくうえで、考えていかなければならない課題がありますが、この景観計画の策定をきっかけとして継続的な改善に努めます。

- 市町村合併により拡大した市域内にある良好な景観資源を知ること、活用すること
- 地域のつながりを支える河川景観や道路景観を守り、育てること
- 担い手不足などの諸問題により失われつつある良好な農村景観を守り、育てること
- 特徴ある歴史的・文化的な景観を守り、維持していくための制度づくり
- 市民・事業主・行政が協働する景観まちづくりの取り組みを支援する制度づくり

今後、景観施策を展開していくなかで発生してくる新たな課題についても、柔軟に対応できるよう、景観計画の定期的な見直しと社会経済状況に対応した支援制度の検討を適宜行ないます。

1-3 景観計画の位置付け

「日田市景観計画」は、私たちのまちの良好な景観の形成における方向性となるものであり、まちづくり関連計画においては下図のように位置づけられます。

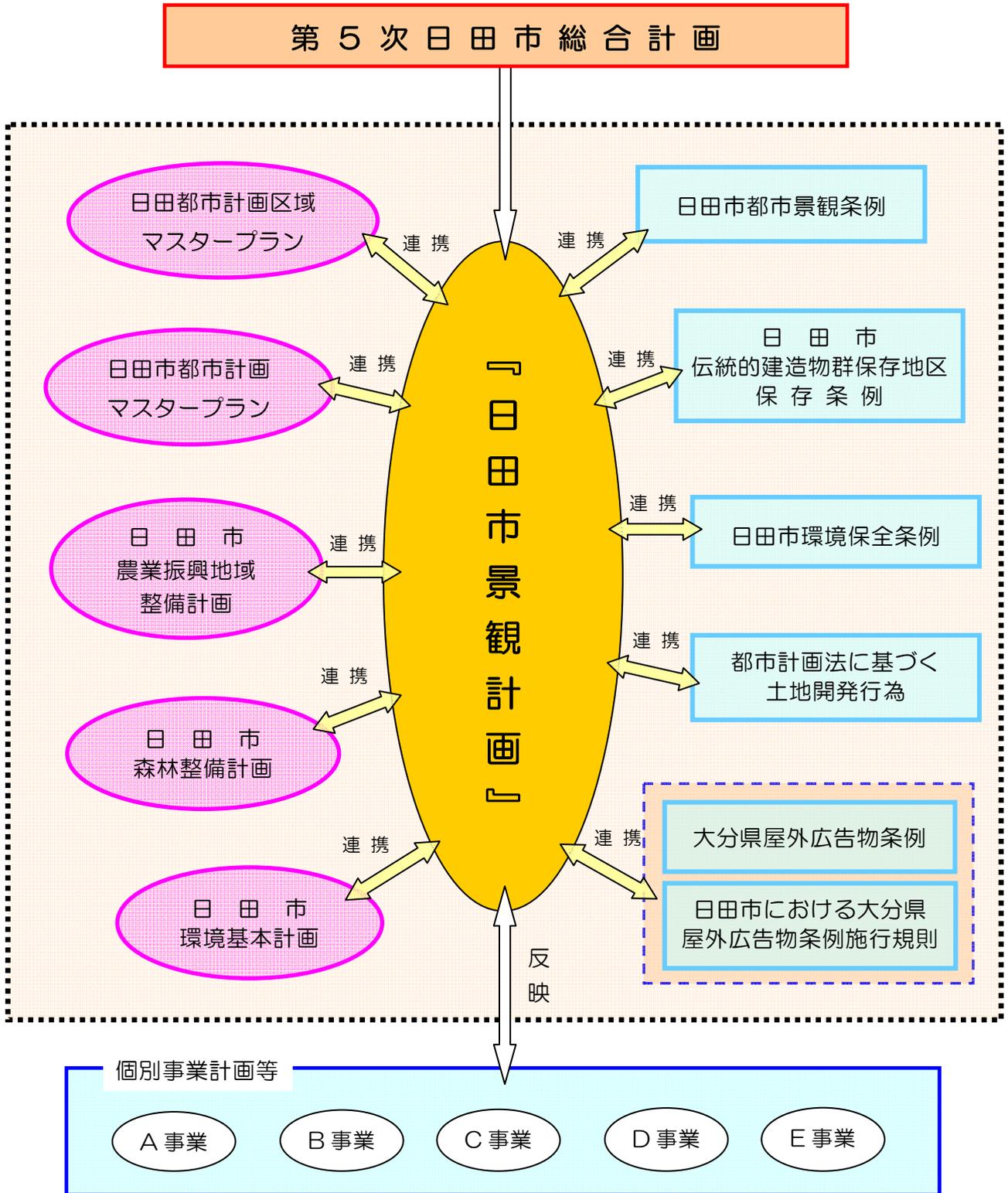


図1-2 日田市景観計画の位置づけ

1-4 市民・事業主・行政の大切な役割

良好な景観を守り育てていくためには、市民・事業主・行政などがそれぞれの役割を確認し、一体となって協力しながら取り組んでいくことが大切です。

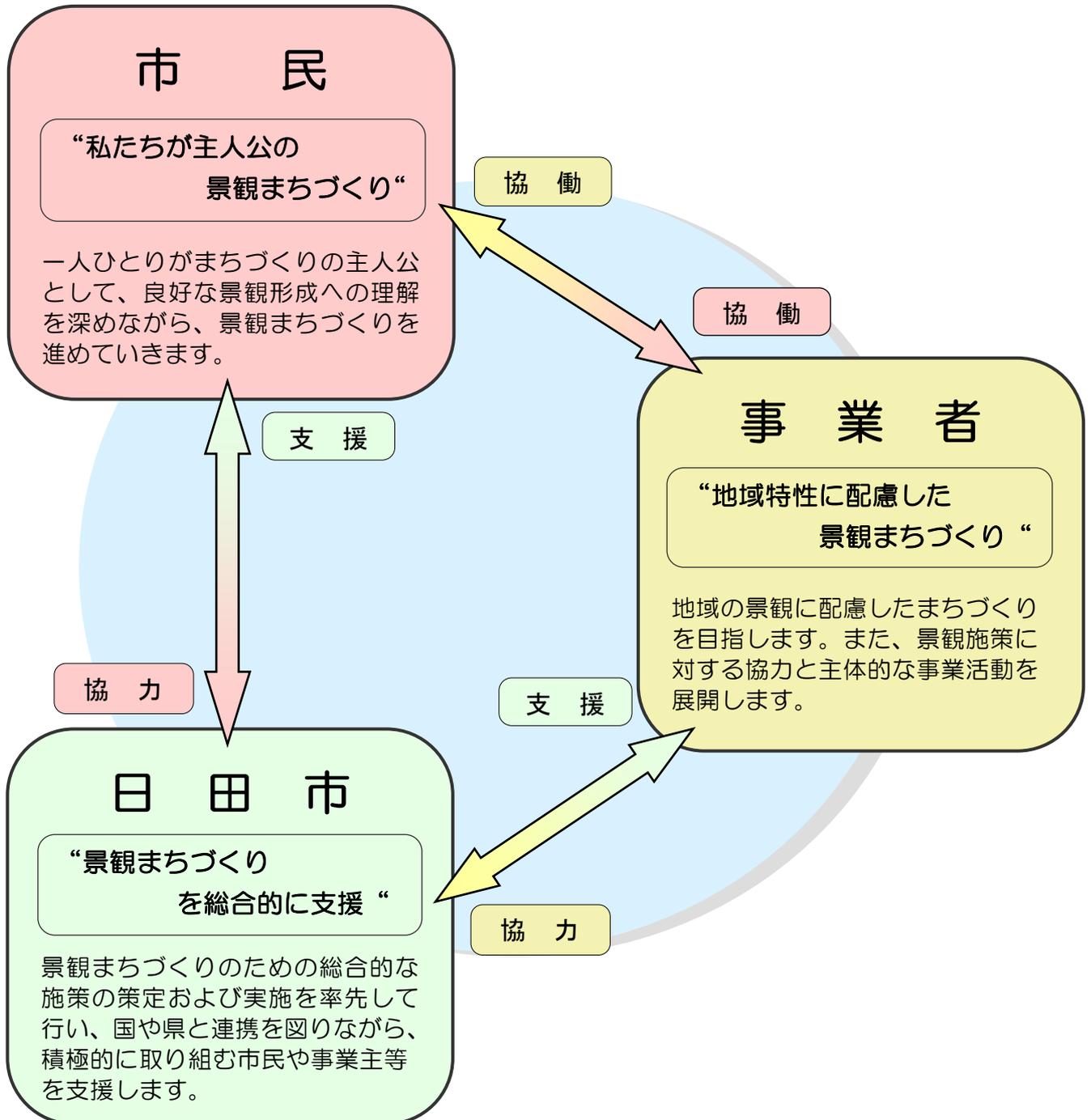


図1-3 市民・事業主・行政のそれぞれの役割と連携のイメージ

第2章 良好な景観を形成するための基本的な考え方

2-1 基本理念

2-2 目標

私たちのまちの景観（大山町 おおくぼ台梅園）



2-1 基本理念

基本理念

自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり

- 一、 私たちの共有財産である豊かな景観資源を“守り・育てていく”ために、良好な景観の形成や保全に努めます。
- 一、 私たちが祖先から受け継いできた『個性あふれる景観』を活かし、水と緑豊かな『自然』と共生し、『人と人とのつながり』を大切にすることで“魅力ある地域”を育みます。
- 一、 私たちが住む“まち”に愛着や誇りを抱き、『訪れてみたい』『住み続けたい』『子供たちに引き継がなければならない』と実感できる“日田市の景観”を実現していくことを目指します。



日田盆地と清流三隈川

2-2 目 標

① 豊かな自然環境を守る景観まちづくり

豊かな自然によってもたらされた伝統ある農林業の営みが山林景観・田園景観を築き上げてきたことから、自然環境と共生していく生活を継承していくとともに“守り・育てる”ことで良好な景観形成を図ります。



② 地域をつなげる景観まちづくり

地域内外をつなぐ河川軸や道路軸の景観保全・景観形成に努めることで、**地域間の連携や回遊の快適性の向上**を図り、市域の一体感を醸成しながら、地域特性を活かした良好な景観の形成を目指します。



③ 地域の個性を活かした景観まちづくり

市町村合併によって拡大した市域に点在する多くの個性的な景観資源を再認識し、新発見や形成、広報を含めた取り組みを展開することで、市域全体の魅力の向上を図り“また来たいまちづくり”を目指します。



④ みんなが主役の景観まちづくり

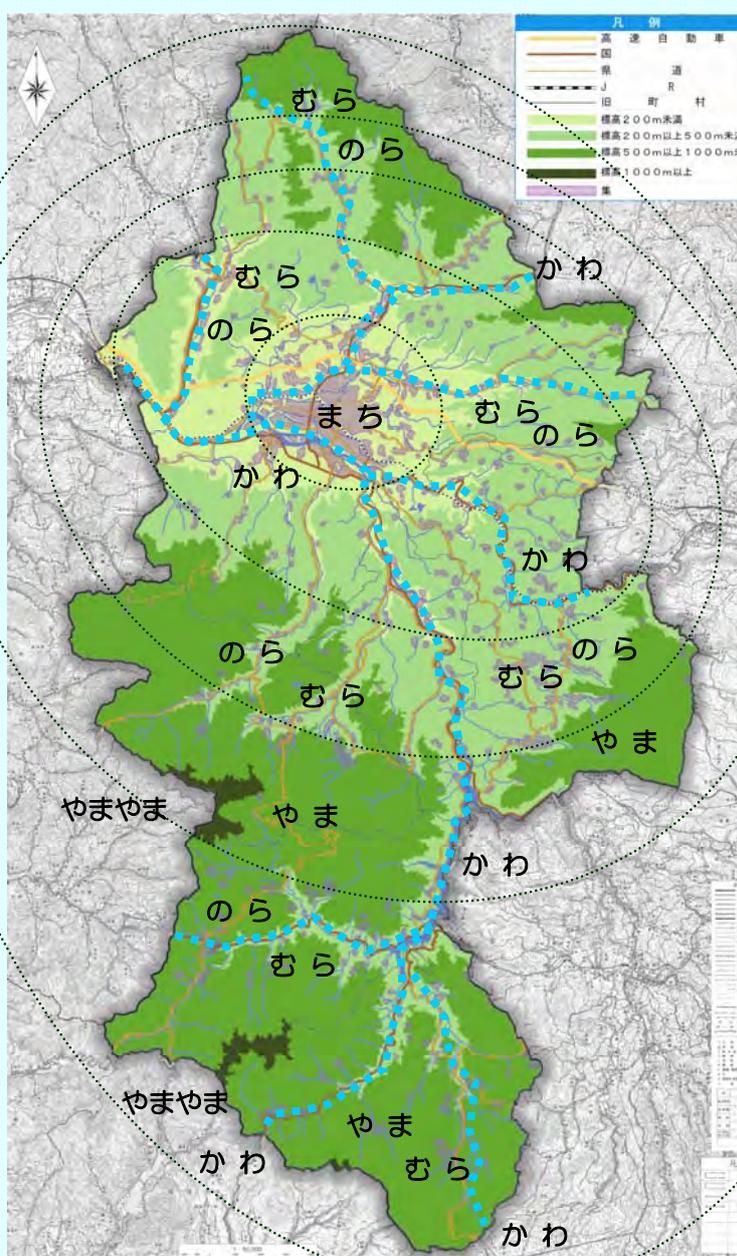
私たちみんながまちづくりの主役として力を合わせ、
“自分でできる景観まちづくり”
“地域のコミュニティによる景観まちづくり”
を進めるためのしくみを作り、まちづくりに積極的な団体や組織を支援します。



【参考資料①】 私たちのまちの景観を構成する要素について

私たちのまちでは、市街地である“まち”は日田盆地に、また、集落である“むら”のほとんどが河川沿いに位置しています。この“まち”（市街地）や“むら”（周辺集落）は“かわ”（河川）や“みち”（道路）によって、お互いの【つながり】を形成しています。

したがって、私たちのまちの景観は、これら“まち”や“むら”、“かわ”や“みち”のほかに“むら”の生業である農業を支える“のら”（農地）や林業を支える“やま”（里山）そして周囲をとりまく自然林が形成する“やまやま”が一体になって構成されたものです。

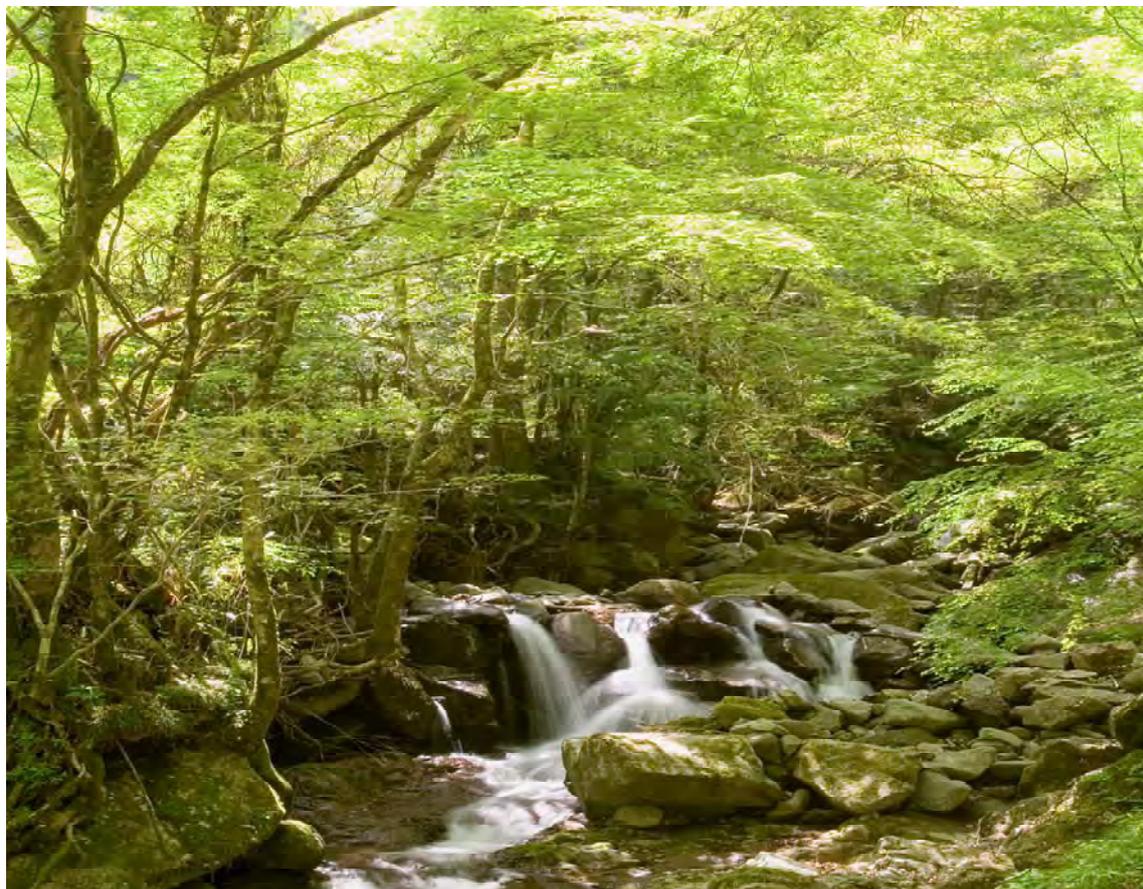


第3章 景観計画区域

3-1 景観計画区域の指定

3-2 景観計画区域の区分

私たちのまちの景観 （前津江町 シオジ原生林）



3-1 景観計画区域の指定

私たちのまちは、豊かな自然環境景観や伝統ある歴史的・文化的景観を基調とした美しい景観が特徴的で、市内の6地域をまたがるように山林地や河川、道路交通網が通じており、一体的に良好な景観の形成・保全を図る必要があることから……

『日田市全域』を景観計画区域に定めます

【指定の理由】

- ・ 平成17年の合併により新市が誕生したことから、私たちのまちの景観づくりに市民と事業主と行政が一体となって取り組んでいくため。
- ・ 各地域における“魅力ある歴史・文化”や“特色ある日々の営み”を背景とした景観特性を有効に活用していく必要があるため。

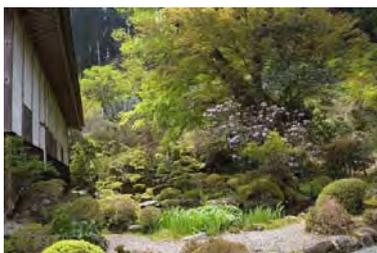
市民・事業主・行政が一体となって、“自然”と“人”と“地域”がつながる“水郷日田”の景観まちづくりに取り組みます。



大野老松天満社旧本殿（前津江町）



大原のしだれ桜（特別保存樹）



伝来寺庭園（中津江村）



高塚愛宕地蔵尊（天瀬町）



小竹庵（上津江町）



ひびき溪谷（大山町）

3-2 景観計画区域の区分

(1) 景観特性に応じた区分

市域における6地域は、それぞれが持つ豊かな地域資源により独自の景観特性を有しており、合併によって行政区域は一体となりましたが、実効性の高い景観形成を図るために、地域の特性をふまえたきめ細かい対応が必要となります。

「日田市景観計画」では、景観計画区域内の景観特性に応じて区分（ゾーン）を設定して、各景観区分にふさわしい良好な景観形成の方針を設定します。

具体的には、4つの景観形成重点地区、3つの線的な景観軸、3つの面的なゾーン、1つの特別区の合わせて11ゾーンに区分します。

表3-1 景観計画区域の区分

景観形成重点地区	線的な景観軸区分		面的なゾーン区分
豆田地区	郊外河川・道路軸		農山村景観ゾーン
日田バイパス周辺地区			
隈地区			市街地周辺景観ゾーン
小鹿田焼の里地区			
特別区	市街地河川軸	市街地道路軸	市街地景観ゾーン
重要伝統的建造物群保存地区			

(2) 重点的に景観形成を図る地区の設定

地元住民との合意形成によって、建築物等の外観に関する修理・修景基準や景観に関するガイドラインが定められるなど主体的な取り組みが既に進められてきている豆田地区、日田バイパス周辺地区、隈地区及び小鹿田焼の里地区は、“重点的に景観形成を図る地区”として「景観形成重点地区」に位置づけます。

また、他の地区においても地域住民のみなさんが主体となって地区の景観形成を図ろうとする地区を、積極的に「景観形成重点地区」に位置づけていきます。

さらに、地域住民の合意のものと景観まちづくりへの取り組みを強化していく場合には、より高度な景観の保全と創出に効果の高い「景観地区」への移行を検討していきます。

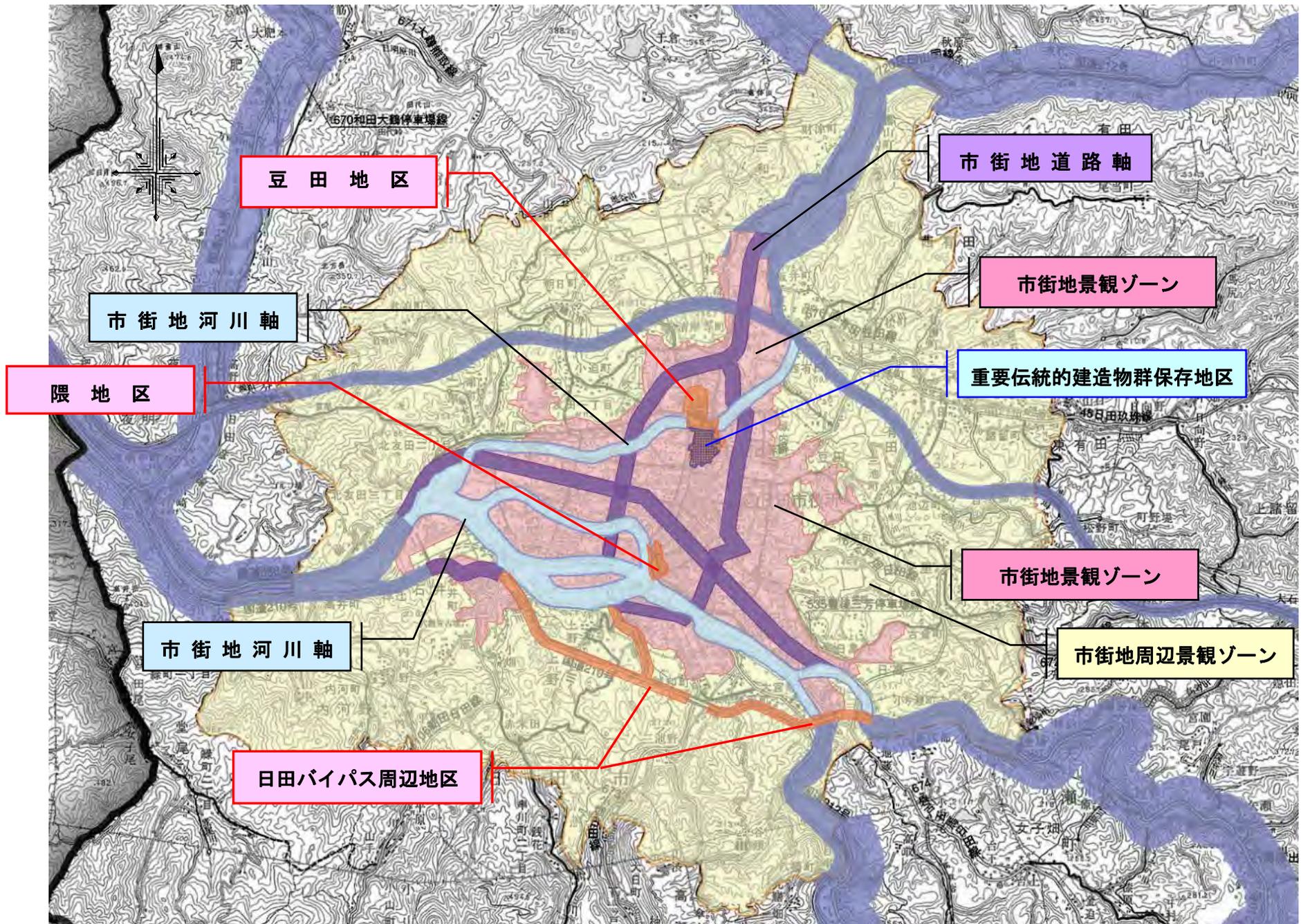


図3-1 市街地周辺拡大図

第4章 良好な景観の形成に関する方針

- 4-1 基本方針
- 4-2 景観形成重点地区における行為の制限
- 4-3 特別区
- 4-4 各ゾーンにおける景観形成の方針

私たちのまちの景観（亀山公園）



4-1 基本方針

① 暮らしを支える農林山村を守り・育てます。

- 農林山村の景観保全是筑後川流域に広がるまちなかの景観と人々の日常生活に密接に関わる重要な基盤となることから、自然景観を守り、育てます。
- 豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいくためには、私たちの世代が自然環境を守り、育てていくことが重要となります。



② 地域をつなぐ“おもてなし空間”を形成します。

- 地域をつなぐ河川や道路の景観は、日田市を訪れる方々の“印象”に大きく影響することから、他地域につながる河川沿いや道路沿いを“おもてなし空間”と位置づけ、景観ネットワークの形成による、地域内外の積極的な交流を促進します。
- 地域をつなぎ市中を縦横無尽に流れ、私たちの生業を支え続ける歴史ある水路を維持・保全します。



③ 歴史と伝統が息づく町並み景観を守り、活かします。

- 私たちのまちに受け継がれてきた歴史と伝統を強く印象づける町並み景観は、市民皆さんの貴重な財産であり、次世代へ確実に引き継ぐためにも、私たちが大切に守り、育てていく必要があります。
- 積極的な景観形成・保全を図ってきた地域をはじめとして、特徴的な町並み景観を守り、活かします。



④ 身近で日常的な景観を一人ひとりが守り、育みます。

- 日常生活の中で、無意識に眺めているまちなかの景観は、私たちの祖先が日々の生活のなかで、少しずつ築き上げてきた足跡であり、非常に身近な取組みによりもたらされたものです。
- 良好な景観を継続的に保全・形成していくためには私たち一人ひとりが景観まちづくりの主人公として、日常生活の中で取り組んでいくことが最も重要です。



4-2 景観形成重点地区における景観形成の方針

(1) 豆田地区景観形成重点地区

■ 景観特性

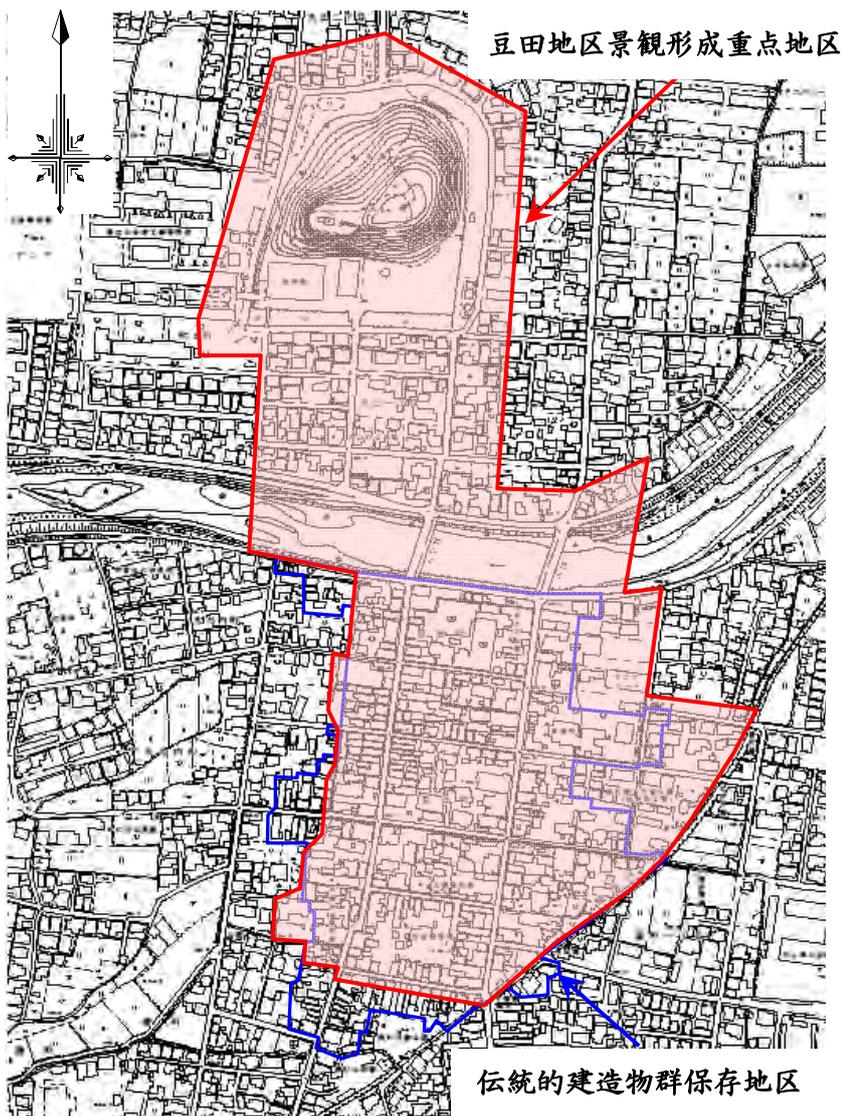
- 歴史的・伝統的な古い町並みの保全に積極的に取り組んできた地区

■ 景観的課題

- 家屋の建て替えや修繕における、豆田らしい景観をつくり出すための工夫や配慮
- 空き店舗や空地問題の解消による町並みの連続性の確保

■ 景観形成の方針

伝統的な町家景観の継承を軸として地域の風土・歴史・伝統に根ざした魅力的な町並みにしていくため、地区内で建築物などを建築・修繕・模様替え及び工作物・広告物を設置する際には、町並み全体との調和に配慮し、城下町らしい落ち着いた町並みの形成を図ります。



町並みの景観を特徴づける外壁への配慮
(色彩、仕上げ)



勾配屋根や一階の庇をそろえることにより
町並み全体の連続性の確保を図る

※ 豆田地区景観形成重点地区と伝統的建造物群保存地区が重複している区域については、伝統的建造物群保存地区のルールが適用されます。

(2) 日田バイパス周辺地区景観形成重点地区

■ 景観特性

- バイパスの建設に伴い、新たな都市骨格の形成や日田市の新しい顔づくりのために、条例により、良好な景観形成、沿道環境保護等に取り組んできた地区

■ 景観的課題

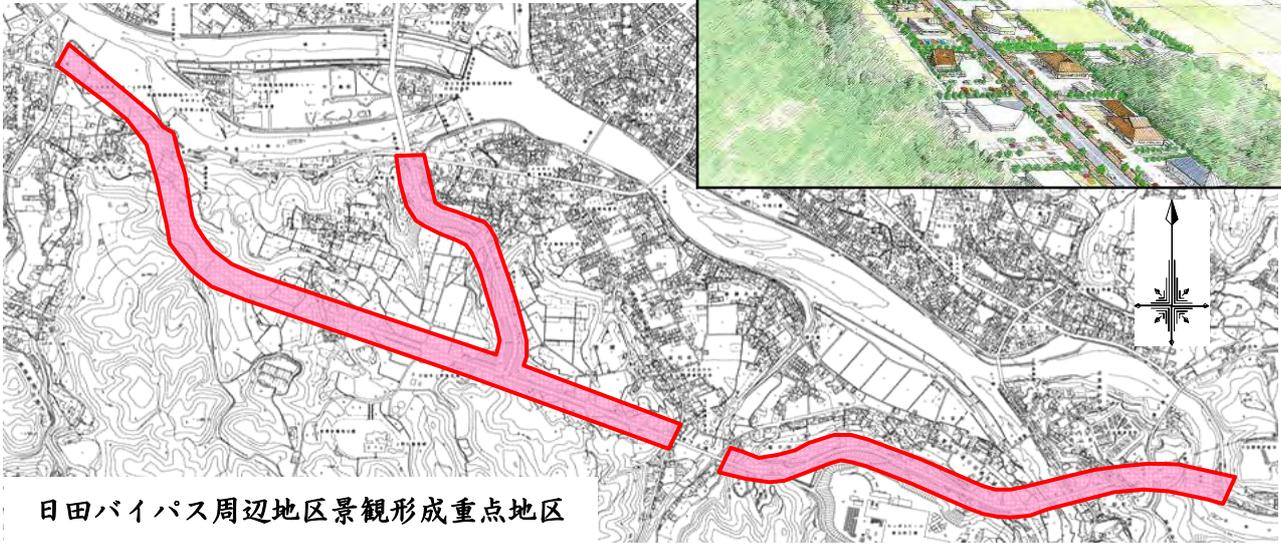
- バイパス周辺地区を緑あふれた良好な環境の基で、景観に配慮した開発をすることにより、四季を感じ、やすらぎと誇りのある景観形成づくりを図る。

■ 景観形成の方針

バイパス周辺の開発から景観をまもり、つくりだすことが非常に大切です。
したがって、地区内で建築物等の建築及び工作物・広告等を設置する際には、次のことを守り、ゆとりの感じられる道路空間、連続性と統一感のある景観の形成を後世が誇りを持てるよう図ります。

- ① 開発に当たっては周辺環境に十分配慮し、周囲の地形、起伏、自然環境と調和したものとします。
- ② 地区または市街地おのおのからの眺望景観を守ります。
- ③ 最小限の開発、植栽により豊かな緑をまもり、つくります。
- ④ 沿道建築物は地区を考慮したデザインとします。

※ 沿道景観保全のために、屋外広告物の設置に関する制限については、別途設置基準が設けられています。



日田バイパス周辺地区景観形成重点地区

(3) 隈地区景観形成重点地区

■ 景観特性

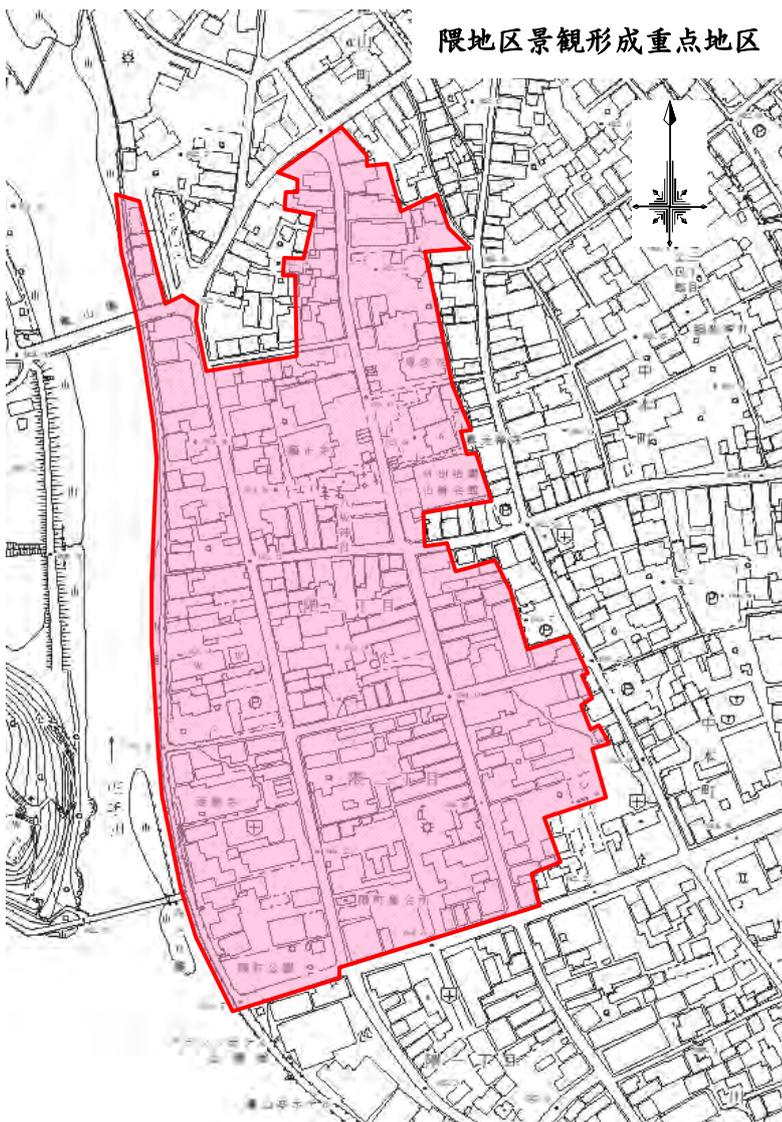
- 歴史的な景観資源やまち並みが残る地区として、市独自の条例によりまち並みの保存と景観形成に取り組んできた地区

■ 景観的課題

- 古い建築物や町並み、水郷日田を象徴する三隈川や旅館街、日田祇園山鉾など多様な景観資源・観光資源があり、良好な景観の保全・形成のために、伝統的町家建築物の保存とその町並みの調和を図ります。

■ 景観形成の方針

隈地区は、江戸時代後期以降の土蔵造の伝統的建築物が建ち並び、歴史性に富んだ特徴ある景観を有していることから、この景観を活かし、隈らしい風格のある町並みの形成を図ります。



寺町地区 (堀田町)



中町地区 (大和町)



紺屋町地区 (三隈町)

(4) 小鹿田焼の里景観形成重点地区

■ 景観特性

- 水、土、木等の資源を活かした窯業や農業といった伝統生業が現在も続いている地区
(重要文化的景観の選定[平成20年])

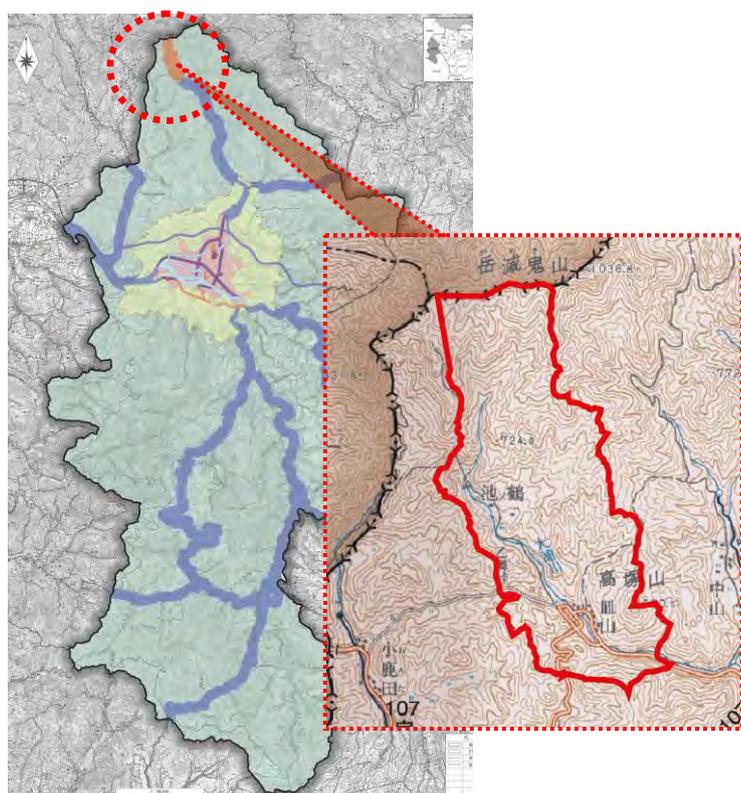
■ 景観的課題

- 300年の伝統を受け継いできた小鹿田焼の里の景観を保全し、未来に継承するとともに、人と自然とが共生する景観の維持形成を図ります。

■ 景観形成の方針

自然と共生する中で育まれた「ものづくりの心」と「小鹿田焼の持つ伝統的様式の継承」によって特色ある集落景観を維持してきた地域であり、豊かな里山の資源と人々の営みが一体となって地域特有の景観を創出していることから、陶郷の原風景をもとめ、里と里山景観の美しさを次世代へ伝えるため、「小鹿田焼の里」を支えている重要な資源としての水と緑を守り育て、人と自然が共生する特色ある景観の維持・形成、またさらなる地域づくりや交流拠点としての発展と維持を図ります。

- ① 生業を支えた里、里山景観を保持します。
- ② 集落景観と窯場のたたずまいを継承します。
- ③ 良好な景観の保全と協議等による景観形成を図ります。
- ④ 来訪者への利便性向上を図ります。



皿山地区の唐臼



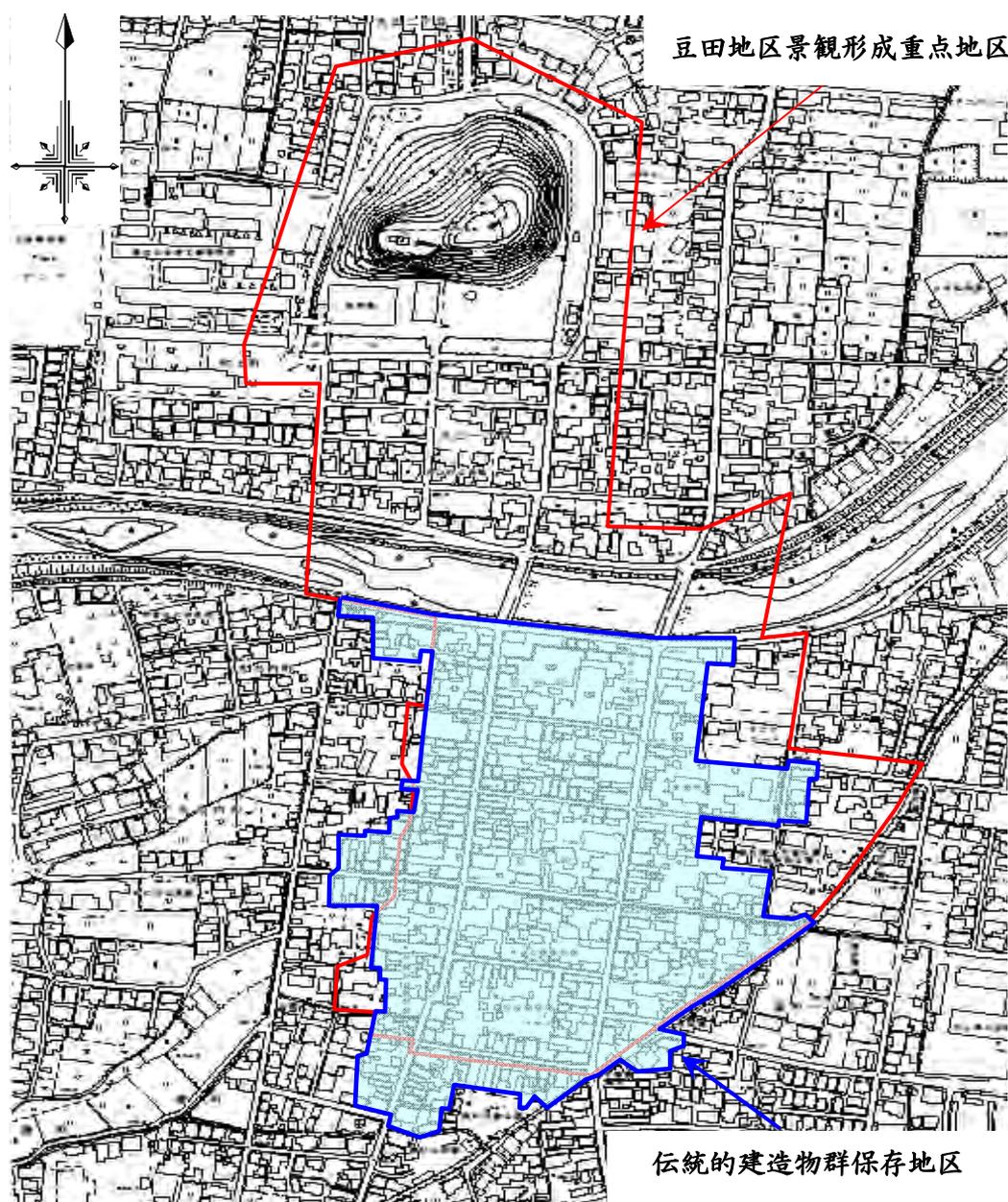
池ノ鶴地区の棚田

4-3 特別区

(1) 伝統的建造物群保存地区

豆田町伝統的建造物群保存地区は都市計画法に基づく都市計画決定がされている地区であり、平成16年12月には文化庁より重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けた地区です。

豊かな景観資源を有する市域のなかでも『地域住民が主体となった景観まちづくり』が先進的に取り組まれた地区であり、文化財保護法に基づく高度な景観規制等が伝統的建造物群保存地区保存計画によって歴史的な町なみ景観が形成されています。したがって、伝統的建造物群保存地区を“特別区”に位置づけ、当該保存計画に基づく景観施策を展開します。



4-4 各ゾーンにおける景観形成の方針

■ 景観計画区域の区分

(1) 郊外河川・道路軸



(4) 農山村景観ゾーン



(5) 市街地周辺景観ゾーン



(2) 市街地河川軸



(3) 市街地道路軸



(6) 市街地景観ゾーン



(1) 郊外河川・道路軸

■ 景観特性

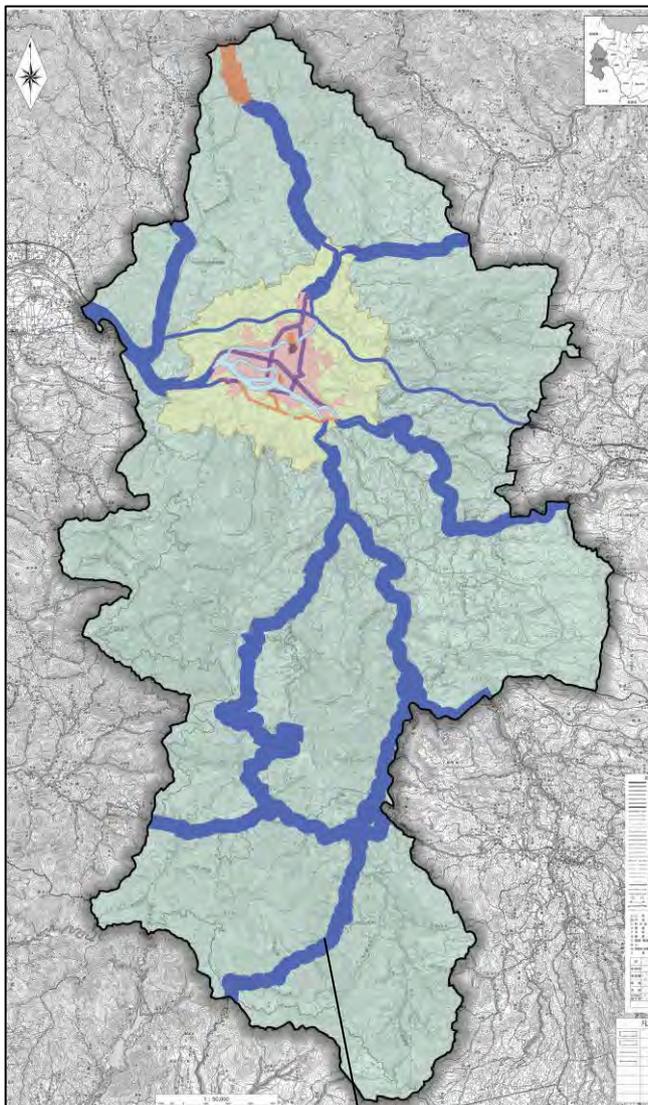
- 河川・道路が並行し、山なみ景観と河川景観が一体となって、広々とした眺望が得られます。

■ 景観的課題

- 河川・山なみ景観に対する眺望の確保
- 沿道に乱立し、自然景観を阻害している屋外広告物の景観誘導

■ 景観形成の方針

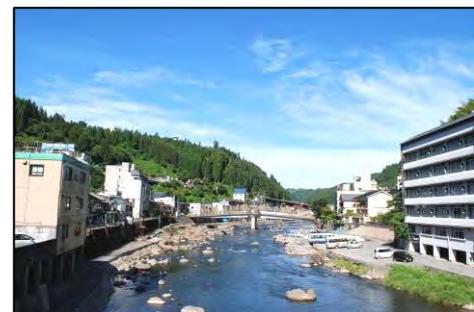
- ① 大規模建築物等の規模や色彩・形状について、周辺との調和に配慮します。
- ② 緑に囲まれた河川沿いの景観向上に努めます。
- ③ 沿道の屋外広告物に対する適正な景観誘導に努めます。



郊外河川・道路軸



松原ダムのえん堤からの眺め



天瀬温泉街



山林の中を通る道路景観

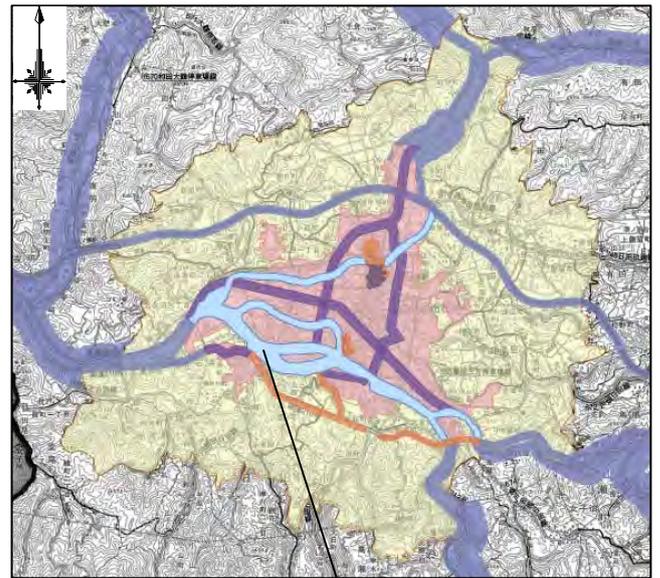
(2) 市街地河川軸

■ 景観特性

- 『水郷日田』をイメージさせる中心となる区域で広々とした眺望が得られます。
- 市街地と近接しており、河川と町並みとの一体的な景観が望めます。
- 歴史的・文化的な用水路などの水辺景観が特徴的です。

■ 景観的課題

- 河川沿いに立地する建築物等との調和
- 河川の人工化（護岸工事など）への対策
- 背景にある盆地特有の山なみ景観の配慮
- 広い眺望を利用した視点場の確保
- 生業を支えてきた用水路の保全と適正管理



市街地河川軸

■ 景観形成の方針

- ① 「水郷日田」に象徴される水辺景観と、その背景となる山なみとの調和に配慮します。
- ② 「水郷日田」の美しい水辺景観を有効に魅せる場所づくりに配慮します。
- ③ 人の営みの中で築かれた用水路等の活用にあたっては、地域における歴史的・文化的な背景を踏まえた維持保全や適正な管理に努めます。



古い町並みが残る庄手川の川岸



豆田地区 花月川



市内を流れる用水路



三隈川と山なみ景観

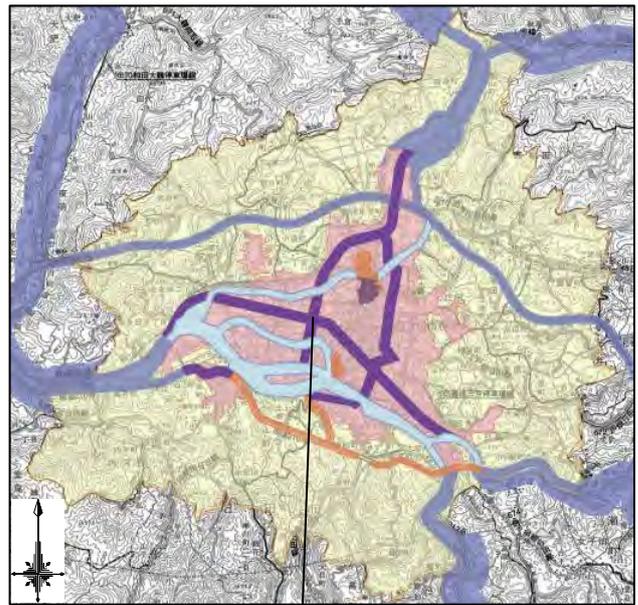
(3) 市街地道路軸

■ 景観特性

- 幹線道路沿いに商業施設や公共施設が多く建ち並んでいます。
- 様々な用途の建築物・工作物等が立地しており、利便性が高い区域です。

■ 景観的課題

- 町並みの連続性の形成及び確保
- 商業店舗等の解体に伴う空地の増加
- 屋外広告物への対応
- 煩雑な意匠（色彩等）に対する誘導



市街地道路軸

■ 景観形成の方針

- ① ロードサイドショップなどの大規模建築物については、背景となる山なみ景観との調和に配慮します。
- ② 市街地の賑わいを感じる色彩景観の形成・誘導に努めます。



国道 212 号沿道 郊外方面へ



国道 212 号沿道 商業施設の立地が増加



国道 386 号沿道 商業施設が立ち並ぶ



官公庁が集まる平和通り

(4) 農山村景観ゾーン

■ 景観特性

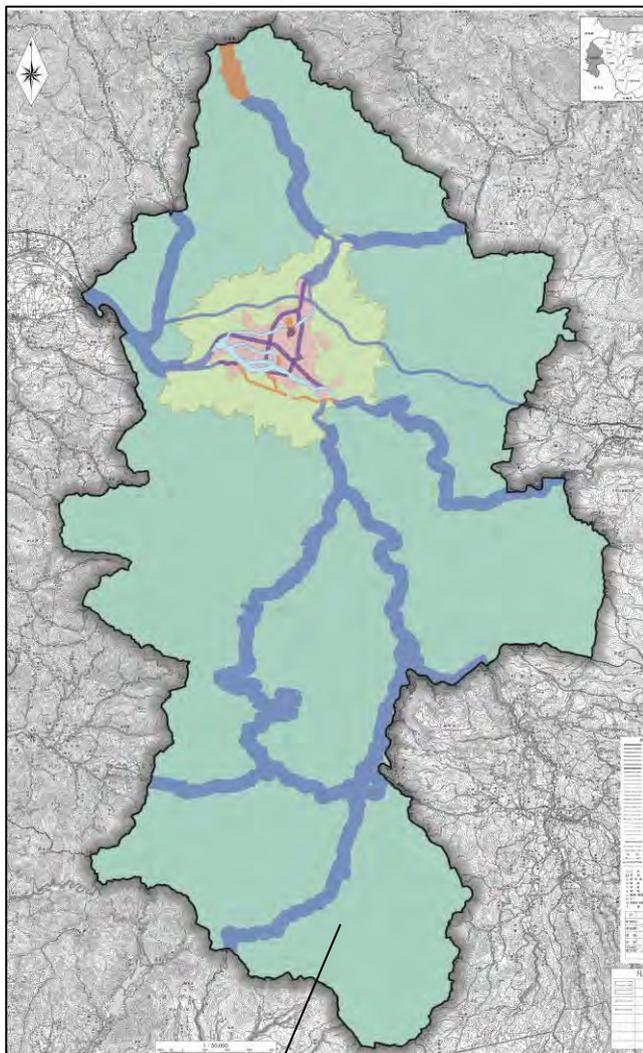
- 市域の約80%を構成する山林や田畑が広がり傾斜面を活用した棚田や石積水路、茅葺屋根の農家住宅などの景観が残っています。
- 地域の大部分を占める山林において、適正な管理が行き届いていない荒廃地が見られます。

■ 景観的課題

- 農家住宅を含む山なみ景観への配慮
- 違法な屋外広告物への対応
- 良好な景観が残る田園風景の維持・保全
- 健全山林及び山林荒廃地の適正な管理
- 耕作放棄地等の再利用のための支援策

■ 景観形成の方針

- ① 背景となる山なみに調和させるよう努めます。
- ② 耕作放棄地や山林荒廃地の継続的な適正管理に努めます。
- ③ 伝統的な農家住宅や寺社仏閣、地域のシンボルとなる樹木等の保全に努めます。



農山村景観ゾーン



茅葺屋根が残る農村景観



山間に立つアンテナ鉄塔



山あいの集落景観

(5) 市街地周辺景観ゾーン

■ 景観特性

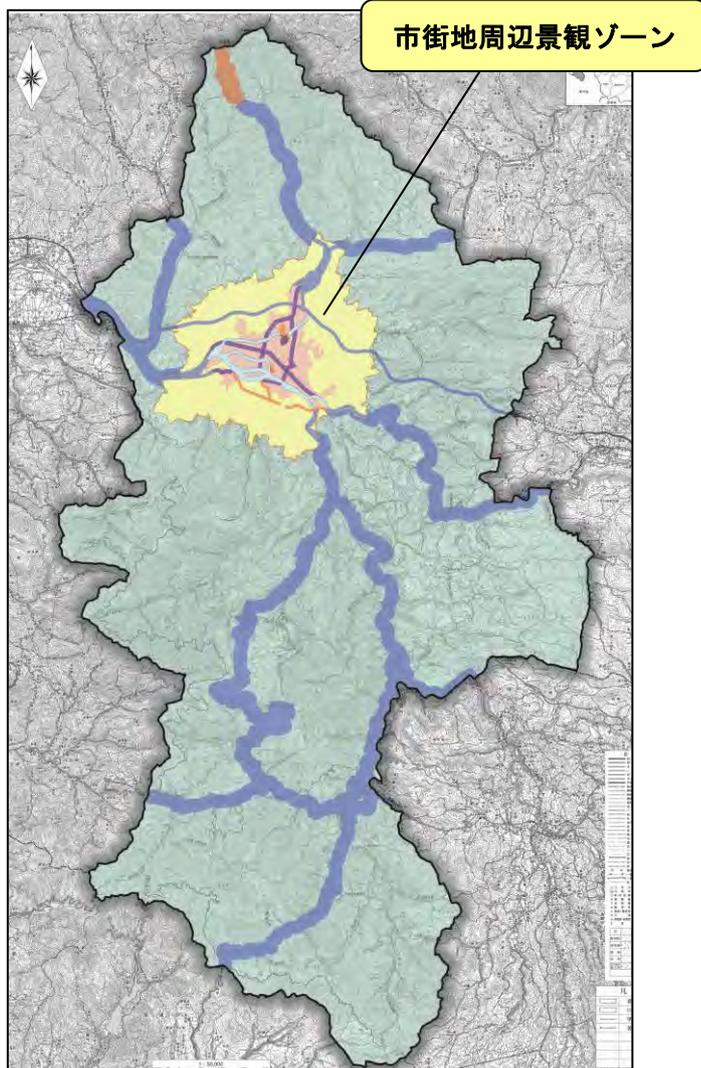
- 市街地と山林地の間に位置し、田畑と住宅、工場が混在した景観が中心となり商業施設はあまり見られません。
- 耕作地帯の中に住宅が点在するなど、スプロール的な宅地開発がみられます。

■ 景観的課題

- ゆとりある居住空間の保全・形成
- 象徴的な建築物や樹木の維持・保全
- 周囲の山なみ等への眺望の確保
- 用途の混在防止のために用途地域指定
- 宅地の開発行為への対応

■ 景観形成の方針

- ① 周囲の景観を阻害しないような、まとまりのある色彩景観の形成に配慮します。
- ② 背景となる山なみ景観に調和させるよう努めます。
- ③ むやみな宅地の乱開発の防止に努めます。
- ④ 耕作放棄地について、適正な管理や継続的な利活用に努めます。



耕作地と住宅地が隣接



閑静な住宅街



山間の住宅地と山なみ景観

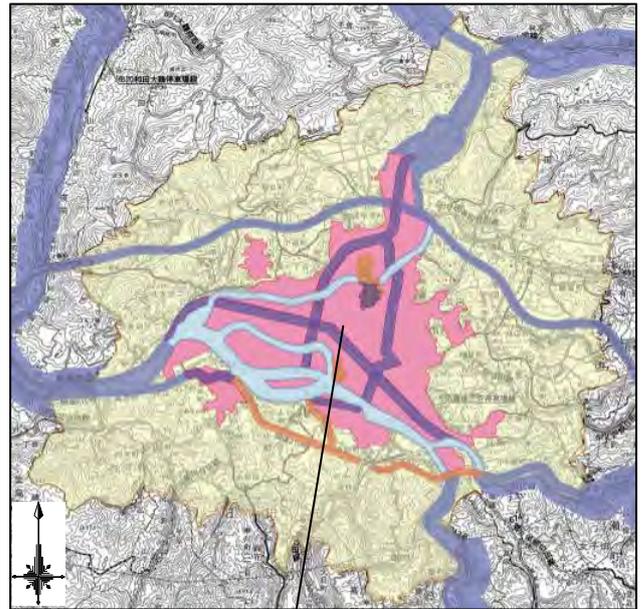
(6) 市街地景観ゾーン

■ 景観特性

- 多様な用途の建物で構成されており、店舗や住宅、工場の混在が見られます。
- 歴史的・文化的な景観資源や観光資源が点在しています。
- 共同住宅の高層化が進んでいます。

■ 景観的課題

- 商業地域の高容積率を利用した建築物の高層化に伴う山なみ景観への配慮
- 住宅地の快適な居住空間の確保・形成
- 歴史的な住宅や保存樹等の維持・管理



市街地景観ゾーン

■ 景観形成の方針

- ① 商店街などにおいて大規模建築物等の建築を行う場合は、にぎわいの連続に配慮し、背景や周辺との調和を図ります。
- ② 大規模建築物等の建築においては、背景との調和に配慮します。
- ③ まとまりのある色彩景観の形成に努めるとともに、周辺の景観阻害に配慮します。



駅前通りのケヤキ並木



中心市街地の高層マンション



市街地景観と山なみ景観

第5章 良好な景観の形成のための行為の制限

- 5-1 届出制度の仕組みについて
- 5-2 景観計画区域における行為の制限
- 5-3 景観形成重点地区における景観形成基準

私たちのまちの景観 （天瀬町 慈恩の滝）



5-1 届出制度の仕組みについて

良好な景観形成を図るため、景観計画区域内において建築物等の建築行為がある場合は届出の対象となる物件について、届出内容が景観形成基準に適合しているかどうか審査し、必要に応じて、指導・助言等を行います。本市では“全市域における指導や助言を中心とした景観誘導”と併せて“景観形成重点地区を対象とした勧告”などの行為の制限を設定することで、良好な景観の形成を図ります。

対象	地区名	届出対象行為	景観誘導		勧告等	詳細
			方針	基準		
市全域	—	大規模建築物等	○	○	勧告	P36
	各ゾーン区分	大規模建築物等以外	○	—	指導・助言	P27～
景観形成重点地区	豆田地区	建築物の新築等	○	○	勧告	P39
	日田バイパス周辺	建築物の新築等	○	○	勧告	P41
	隈地区	建築物の新築等	○	○	勧告	P43
	小鹿田焼の里地区	建築物の新築等	○	○	勧告・命令	P45
特別区	豆田地区伝統的建造物群保存地区	日田市伝統的建造物群保存地区保存条例にて運用				

表5-1 届出対象行為に関する規制について

5-2 景観計画区域における行為の制限

(1) 景観計画区域における行為の制限 (景観形成重点地区および伝統的建造物群保存地区を除く)

■ 届出対象行為 (※ ①～④のいずれも、大規模でない行為は適用除外とします。)

- ① 建築物の新築、増築、改築又は移転
(増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く)
- ② 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- ③ 工作物の新設、増築、改築又は移転
(改築については、外観の変更を伴わないものは除く)
- ④ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更

■ 届出対象行為から除外する行為

次に該当する場合は、届出対象から除くものとします。

- ① 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- ② 災害、事故、火災等により施設又は工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転
- ③ その他市長が認める行為

■ 景観計画に基づく届出対象行為一覧 (大規模建築物等の基準について)

以下の基準に該当するものは届出が必要となります。

		対象行為	対象規模
建 築 物		新築、増改築、移転 大規模な修繕 若しくは模様替え	高さが13メートルを超え又は延べ面積が3,000平方メートルを超えるもの (ただし、商業地域においては、高さが15メートルを超えるものとする。)
		外観の色彩の変更	
建 築 物 以 外	擁壁、垣、さく、門、塀 その他これらに類するもの の場合	新設、増改築、移転 若しくは 外観を変更すること となる修繕 若しくは模様替え 又は色彩の変更	高さが3メートルを超えるもの
	煙突、排気塔、その他 これらに類するものの場合		高さが6メートルを超えるもの
	コンクリート柱、鉄柱 木柱その他これらに類する もの場合		高さが15メートルを超えるもの
	広告塔、広告板、装飾塔 記念塔、ネオンサイン その他これらに類するもの の場合		高さが4メートルを超え、又は表面積の 合計が10平方メートルを超えるもの
	高架水槽、サイロ 物見塔、石油タンク ガスタンク その他これらに類するもの		高さが8メートルを超えるもの
	ゴルフ練習場 アスファルトプラント、 コンクリートプラント、 クラッシャープラント その他これらに類するもの		築造面積が50平方メートルを超えるもの (用途地域内においては面積による適用の 除外はない。)
	立体駐車場		敷地面積が3,000平方メートル以上のもの

表5-2 大規模建築物等の届出基準

(2) 景観形成重点地区における行為の制限

■ 届出対象行為 (重点地区毎に届出対象行為が設定されています。: P 3 8 参照)

- ① 建築物の新築、増築、改築又は移転
(増築又は改築については、外観の変更を伴わないものは除く)
- ② 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
- ③ 工作物の新設、増築、改築又は移転
(改築については、外観の変更を伴わないものは除く)
- ④ 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ⑤ 土地・宅地の造成、その他の形質の変更
- ⑥ 木竹・生垣の伐採
- ⑦ 自動販売機の設置
- ⑧ 土石の採取・鉱物の採掘
- ⑨ 物件の集積・堆積、貯蔵
- ⑩ その他市長が認める行為

■ 届出対象行為から除外する行為

上記にかかわらず、次に該当する場合は、届出対象から除くものとします。

- ① 公共施設の機能の維持、保全又は安全確保のために必要な軽易な行為
- ② 災害、事故、火災等により施設又は工作物が損壊した場合における緊急的な機能の回復又は維持に必要な工作物の新設、増築、改築又は移転
- ③ その他市長が認める行為

【 届出の対象となる地区の景観誘導 : (P35 表 5-1 からの抜粋) 】

対 象	地 区 名	届出対象行為	景 観 誘 導		勧告等	詳 細
			方針	基準		
景観形成 重点地区	豆田地区	建築物の新築等	○	○	勧告	P 3 9
	日田バイパス周辺	建築物の新築等	○	○	勧告	P 4 1
	隈地区	建築物の新築等	○	○	勧告	P 4 3
	小鹿田焼の里地区	建築物の新築等	○	○	勧告・命令	P 4 5

■ 景観計画に基づく届出対象行為一覧

以下に該当するものは、届出が必要です。

		対象行為	対象規模	景観形成重点地区				
				豆田地区	周辺 日田 バイパス	隈地区	小鹿田焼の里	
建築物		新築、増築、改築 移転、大規模な 修繕若しくは 模様替え	(規模に関係なく)	●	●	●		
			建築面積が 10平方メートルを超えるもの				●	
		除却	(規模に関係なく)	●	●	●		
		外観の 色彩の変更	道路に面する外観、又は 建築物の全体外観の過半を超えるもの	●	●	●	●	
建築物 以外	擁壁、垣、さく、門、塀 その他これらに類するもの の場合	新設、増築、改築 若しくは移転、 外観を変更する こととなる修繕 若しくは 模様替え、又は 色彩の変更	高さが1.5メートルを超えるもの、又は 延べ長さが5メートルを超えるもの	●	●	●	●	
	煙突、排気塔その他これら に類するものの場合		高さが3メートルを超えるもの	●	●	●	●	
	コンクリート柱、鉄柱 木柱その他これらに類する もの場合		高さが8メートルを超えるもの	●	●	●	●	
	広告塔、広告板、装飾塔 記念塔、ネオンサイン その他これらに類するもの の場合		高さが2メートルを超えるもの、又は 表面積の1面が1平方メートルを 超えるもの	●	●	●		
	高架水槽、サイロ、物見塔 石油タンク、ガスタンク その他これらに類するもの		高さが8メートルを超えるもの	●	●	●		
	ゴルフ練習場、アスファルト プラント、コンクリートプラ ント、クラッシャープラント その他これらに類するもの (用途地域内においては面積 による適用の除外はない。)		築造面積が 50平方メートルを超えるもの	●	●	●		
	立体駐車場		敷地面積が 3,000平方メートル以上のもの	●	●	●		
	仮設、又は 地下に設ける工作物	築造規模の変更 若しくは 外観の変更	(規模に関係なく)	●	●	●		
	宅地、その他の土地	築造規模の変更 若しくは 外観の変更	高さが1.5メートルを超えるもの、又は のりを生ずる切土又は盛土を伴うもの	●	●	●	●	
	木竹・生垣	伐採	高さが1.5メートルを超えるもの、又は のりを生ずる切土又は盛土を伴うもの	●	●	●	●	
	自動販売機	設置	(規模に関係なく)	●	●	●	●	
	土石の類、鉱物	採取・掘採	当該行為に伴い生ずるのり面 又は、擁壁の高さが1.5メートル				●	
	物 件	集積・堆積 貯蔵	堆積する期間が90日間				●	
その他市長が認める行為	規模に関係なく		●	●	●			

表5-3 景観形成重点地区における届出対象行為

5-3 景観形成重点地区における景観形成基準

① 豆田地区景観形成重点地区

■ 一般基準

伝統的な町家景観の継承を軸として地域の風土・歴史・伝統に根ざした魅力的な町並みにしていくため、地区内で建築物などを建築・修繕・模様替えおよび工作物・広告物を設置する際には、町並み全体との調和に配慮し、城下町らしい落ち着いた町並みの形成を図るものとする。

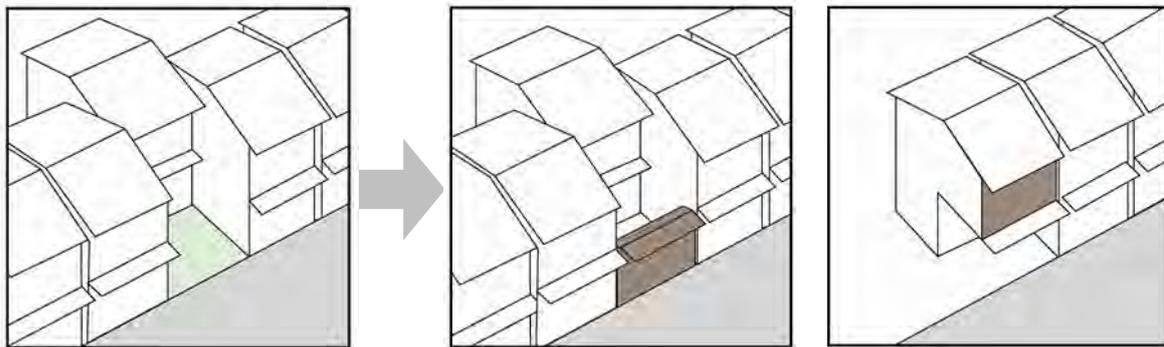
■ 都市景観形成基準

以下のとおりとする。ただし、市長が当地区のすぐれた都市景観を創造するためまたは保全するため、この基準を適用することが適当でないと認める建築物等についてはこれによらないことができるものとする。

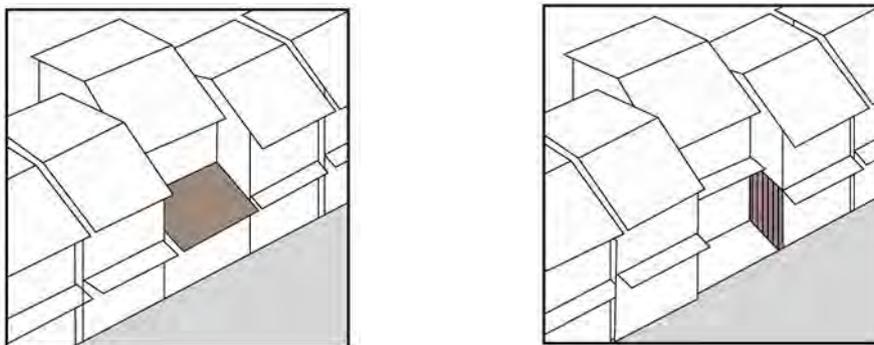
◇ 建築物		
規模配置	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する家屋の壁面に揃える。 ○ 駐車スペース等を確保するためやむを得ず家屋を後退させる場合は、門・塀の設置等により、町並みの連続性を損なわないように努める。
形態意匠	屋根及び庇	<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋根は勾配屋根とし、その勾配は周囲の家屋と類似したものとする。 ○ 通りに面する家屋は、一階には周囲の家屋に類似した高さに下屋又は庇を設ける。 ○ 屋根及び庇は、黒又は灰色、もしくはそれに近い色彩の和瓦葺きとする。 ○ やむを得ず他の材料を使用する場合も、その色彩は黒または灰色、若しくはそれに近い色とする。
	外壁及び建具	<ul style="list-style-type: none"> ○ 壁の色は、白又は灰色もしくは茶色系の落ち着いた色彩とし、仕上げ材は周囲の町並みと調和した落ち着いた材質感のものを使用する。 ○ 壁面及び窓・格子等の建具については、伝統的様式を基本とし、町並みの連続性を損なわないような意匠とする。 ○ 建具の色は、黒又は茶色系の落ち着いた色とする。
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 空調機等壁面に設置する設備は、通りから見えないように設置する。やむを得ず露出する場合は目隠し等で目立たなくする。
◇ 工作物・広告物等		
規模配置		<ul style="list-style-type: none"> ○ 高さや面積などを適切な規模とするよう努める。 ○ 広告物等は必要最小限に集約するよう努める。
形態意匠		<ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲に与える突出感、違和感を軽減するよう意匠とする。 ○ 基調となる色は、けばけばしくならないよう努める。
その他の事項		<ul style="list-style-type: none"> ○ 通りに面して設置する垣又は柵は、周囲の町並みと調和したものとする。 ○ 敷地内の植栽や緑化に努める。 ○ 水路等の側壁・出入口は、周囲の町並みと調和したものとする。

表5-4 豆田地区景観形成基準

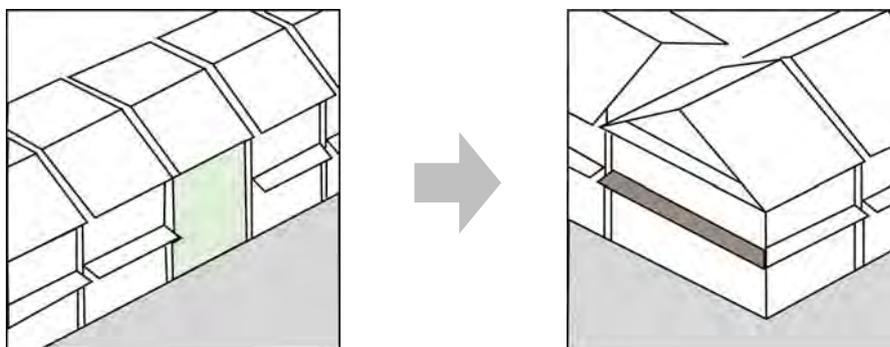
- 壁面をそろえたり門・塀を設置したりして、町並みの連続性を損なわないようにする。



- 周りの家屋と類似した勾配屋根にする。



- 通りに面する家屋は、一階に周りの家屋に類似した高さに庇をつける。



- 壁の色は、白又は灰色もしくは茶色系の落ち着いた色彩とする。



- 小物に気づかう（空調機等の設備は、通りから目立たなくする）。



② 日田バイパス周辺景観形成重点地区

■ 一般基準

この地区を新たに横断する道路が完成したことから、景観をまもり、つくりだすことが非常に大切であるため、地区内で建築物等の建築及び工作物・広告等を設置する際には、次のことを守り、ゆとりの感じられる道路空間、連続性と統一感のある景観の形成を図るものとする。

■ 都市景観形成基準

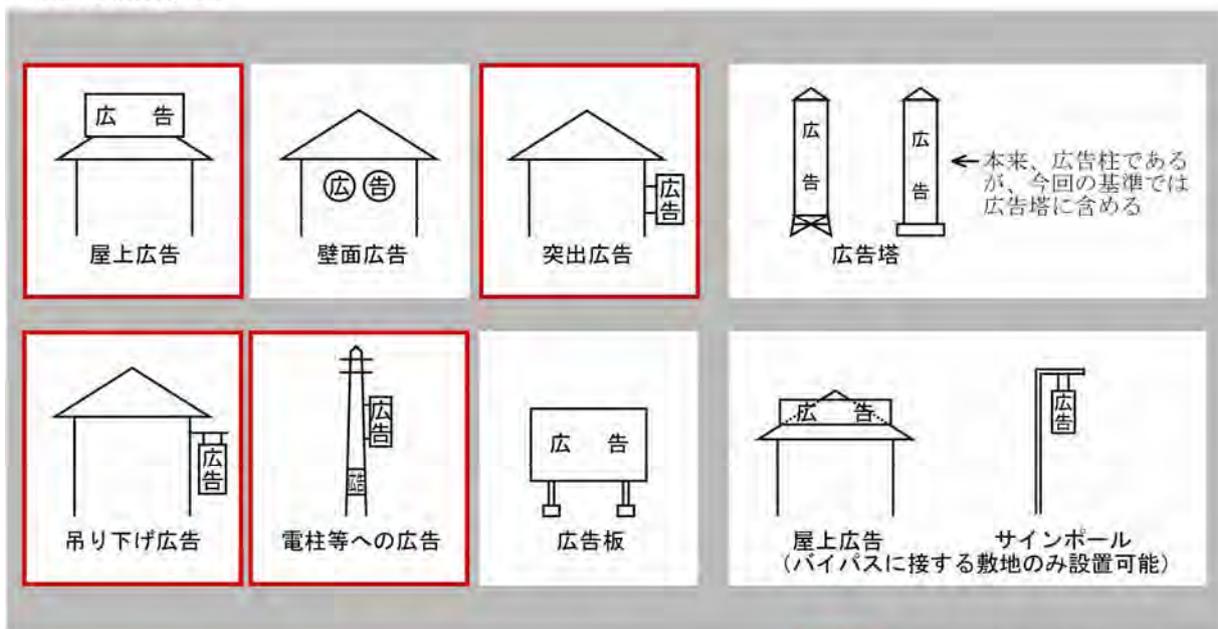
すでに建築物が建築されている土地に改めて建築する場合は、すべての基準を適用する。さらに、市長がこの基準を適用することが適当でない認める場合は、これによらないことができるものとする。

◇ 建築物		
	共 通 事 項	バイパスに接する土地
規模配置		<ul style="list-style-type: none"> ・店舗等の駐車スペースは道路に面する部分にとる。 ・バイパスから5m以内の建物の高さは、敷地から最も近いバイパスの地盤面から13m以内に抑える。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の色は地域にマッチした色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。勾配屋根とし、勾配は周囲の家屋と類似したものとする。 ・壁の色は地域にマッチした色彩を基調とし、けばけばしくならないようにする。 ・空調機等建築設備は建築物と一体化すること。やむを得ず露出する場合は、目隠し等で目立たなくする。 	
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内は植栽や緑化に努めること。 ・建築物を利用して広告物を掲出する場合は、自己の氏名、名称若しくは商標または自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物のみとする。この場合は屋上広告、突出広告又は吊下げ広告を避け、壁面広告とし、広告物の表示面積は合計5㎡以内とする。 ・ネオン、回転灯、点滅等の装飾はしない。広告物への照明は可とする。 ・広告物に使用する基調となる色は、けばけばしくならないようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バイパスに接する部分は四季の感じられる樹木等の植栽をし、なるべく植樹帯を設置する。 ・バイパス側には、ブロック塀・フェンス等の構造物をなるべく設置しない。但し、やむを得ず設置する場合はバイパスに接する側に必ず植樹帯を設置する。 ・バイパスから建築物までの間で隣地との境界にブロック塀・フェンスなどを設置する際には、先が見通せない材料の場合は80cm、見通せる材料の場合は150cmの高さまでとする。 ・既に建築物が建築されている土地に改めて建築する場合や、新たに建築する専用住宅等は開発区域内の植栽や緑化に努める。特に、バイパスに面する部分は、四季を感じられる樹木の植栽に努める。 ・建築物を利用して広告物を提出する場合は、自己の氏名、名称若しくは商標又は事故の事業若しくは営業の内容を表示する広告物のうち、壁面広告および建築物の最高の高さ以内である屋上広告については広告物の表示面積の合計5㎡以内とする。
◇ 工作物・広告物等		
規模配置	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した広告物は1敷地1つとする。又、広告を表示する面積は合計10㎡以内かつ1面の表示する面積は5㎡以内とし、設置に当たっては地盤面から高さ5m以内とする。 ・自己の管理する土地、または、物件の管理上の必要に基づき表示する広告物は敷地に対し、広告板1枚のみとする。この場合の表示は1面のみとし表示面積は3㎡以内、地盤面からの高さは2m以内とする。 ・電柱及び鉄柱並びこれらに類するものに広告物は掲出しない。 ・広告物としての旗、のぼりは設置しない。 ・広告物にネオン、回転灯、点滅等の装飾はしない。広告物への照明は可とする。 ・広告物に使用する基調となる色は、けばけばしくならないようにする。 ・広告物等は最小限に集約する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立した広告物は一敷地一つとし、地盤面から高さ5m以内とするが、バイパスより低い土地についてはバイパスの地盤面から5mを超えない高さとする。 ・バイパス内には電柱をできるだけ設置しない。 ・自動販売機等を設置する場合は、景観を阻害しないよう前面部分以外は目隠しなどを行い、目立たなくすること。 ・バイパス側の擁壁等は、原則、緑化壁とすること。
形態意匠色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲に与える突出感・違和感を軽減するような意匠とする。 	
◇ 土地の形質		
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・無計画な土地の開発は行わない。 	

表5-5 日田バイパス周辺地区景観形成基準

■ 規制イメージ

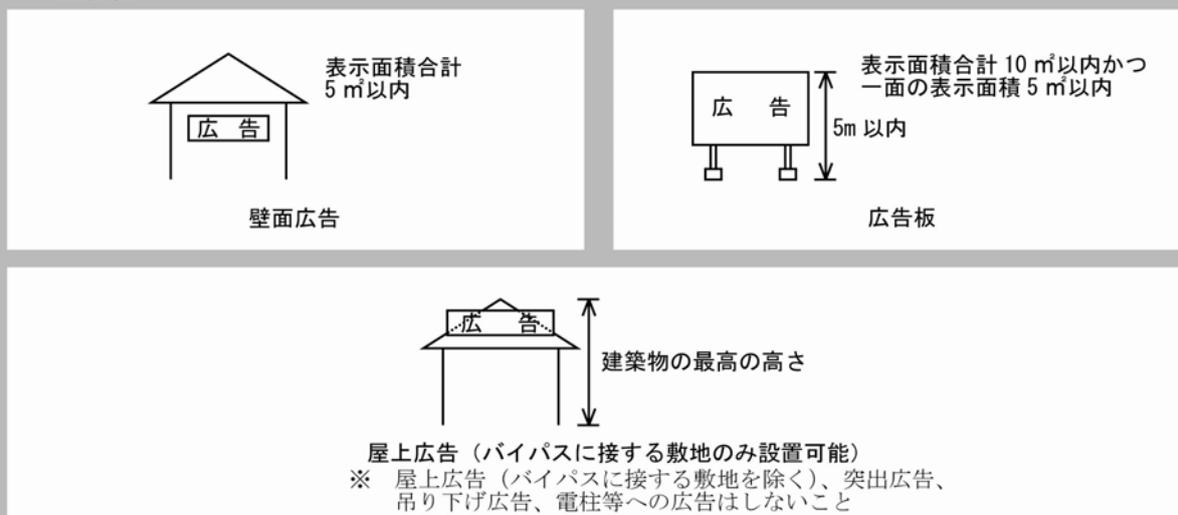
〔広告物の種類〕



※ の種類の広告物は設置しないこと。

〔規制基準の図示（例）〕

1. 広告物



2. 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する場合

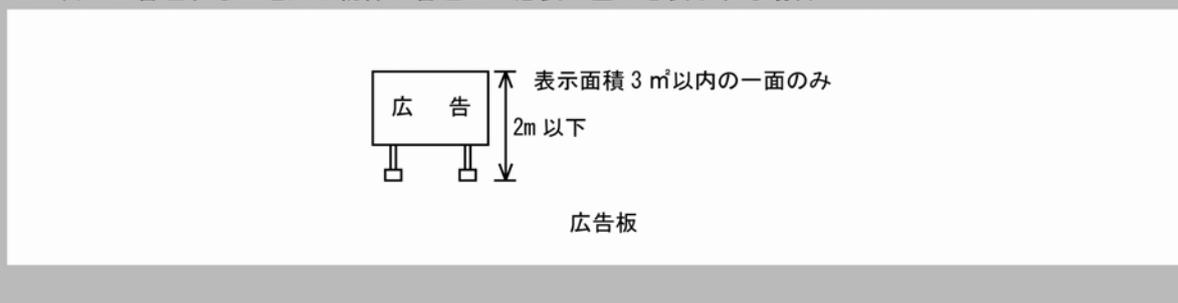


表 5-6 日田バイパス周辺景観形成重点地区における広告物の制限

③ 隈地区景観形成重点地区

■ 全体基準

隈地区は、江戸時代後期以降の土蔵造の伝統的建築物が建ち並び、歴史性に富んだ特徴ある景観を有していることから、この景観を活かし、限らしい風格のある町並みの形成を図るものとする。

■ 都市景観形成基準

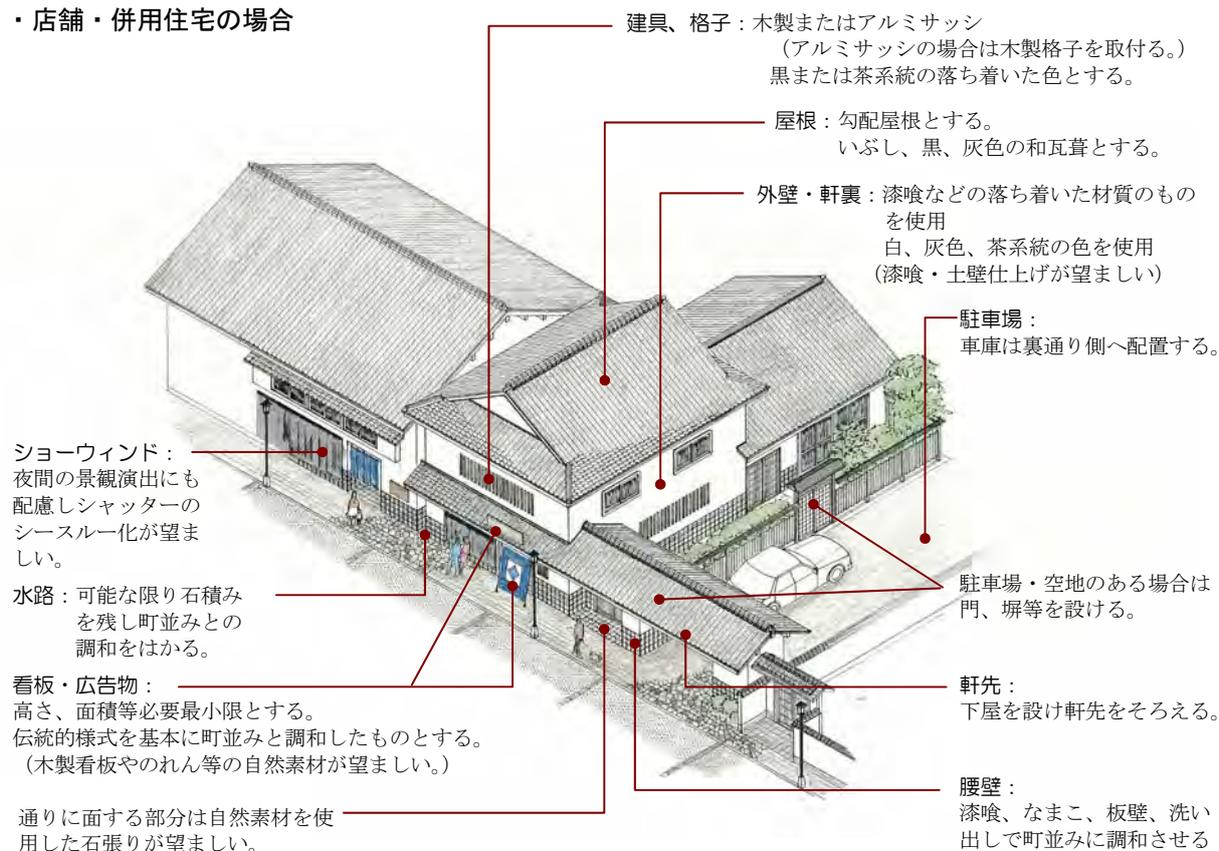
項目別基準は以下の通りとする。但し、市長がこの基準を適用することが適当でないとする場合は、協定運営委員会の意見を聴き、これによらないことができる。また、各基準において協定運営委員会が景観形成上支障ないと判断した場合は、この限りではない。

◇ 建築物(建築設備を含む)に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ① 特徴的な景観を有する建築物等については、その町の景観特性に沿い保全に努める。 ② 家屋を後退させる場合は、門・塀等を設置し連続性を損なわないものとする。(中町・紺屋町) ③ 市道沿いに面する部分に塀を設ける場合、神社仏閣については白壁とし、笠木には瓦を用い、その他については町並みと調和した生垣や板塀等とする。(寺町) ④ 門扉等はなるべく木材などの自然の材料を使用する。止むを得ずアルミなどを使用する際は形状・色とも周囲と調和の取れたものとする。(寺町・紺屋町) ⑤ 屋根は勾配屋根とし、その勾配は周囲の家屋と類似したものとする。(中町・紺屋町) ⑥ 道路端から5mの範囲の屋根については傾斜屋根とする。(紺屋町) ⑦ 屋根および庇は、黒または灰色もしくはそれに近い色彩の和瓦葺を原則とする。 ⑧ 屋根および庇は、通りから見えないようにする。(中町・紺屋町) ⑨ 壁の色は、白または灰色若しくは茶色系の色彩を原則とし、周囲の町並みと調和し落ち着いた材質感のものを使用する。 ⑩ 壁面及び窓・格子等は、伝統的様式を基本に、町並みの連続性を損なわない意匠とする。(中町・紺屋町) ⑪ 市道に面する建物の高さは、道端から5mの範囲は、13m以下とする。(寺町) ⑫ 空調等を壁面に設置する設備は、通りから見えないようにする。止むを得ず露出する場合は、目隠し等で目立たなくする。
◇ 工作物・広告物等に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ① 広告物等は、高さや面積など適当な規模とするよう努め、必要最小限に集約する。デザイン、色調、材質等を工夫し、町並みを調和のとれたものとする。(中町・紺屋町) ② 広告物等は、景観上支障がないものとし、原則として、自家用の広告板等以外は、設置しないものとする。止むを得ず設置する場合は、協定運営委員会の意見を聞き、景観形成上支障がないと判断したものに限る。(寺町) ③ 通りに面して設置する垣根または柵は、周囲の町並みと調和したものとする。(中町・紺屋町) ④ 道路面での自動販売機等の設置については、景観との調和に十分配慮し、据置き型を避け、建物及び工作物の壁面に収まるものとする。(中町・紺屋町) ⑤ 道路に面する空き地及び駐車場等は、町並みに調和した門塀を設けるか、植栽による修景を行い、町並みの連続性を保つようにする。(中町・紺屋町) ⑥ 水路等の側面・出入口は、周囲の町並みと調和したものとする。(中町・紺屋町) ⑦ 石段及び石積みが現存する場合には保存を図るとともに、新たに築造する場合は、可能な限り石材を再利用し、玉石積み等の再現に努め、周囲の景観と調和したものとする。(紺屋町)
◇ その他
<ul style="list-style-type: none"> ① 建築物等の維持管理 : 基準に沿って整備された建築物等は、基準内容が保持されるよう維持管理に努める。 ② 地区設備等の維持管理 : 地区設備等について、別に締結する管理協定等により協定者が維持管理を行うこととされた場合は、協定者が適正な維持管理に努めるものとする。 ③ 周辺環境の維持保全 : 地区住民のシンボルとする三隈川の清流と水辺環境を守るため、清掃・美化活動に努めるものとする。(紺屋町)

表5-7 隈地区景観形成基準

■ 修景イメージ

・店舗・併用住宅の場合



・専用住宅の場合

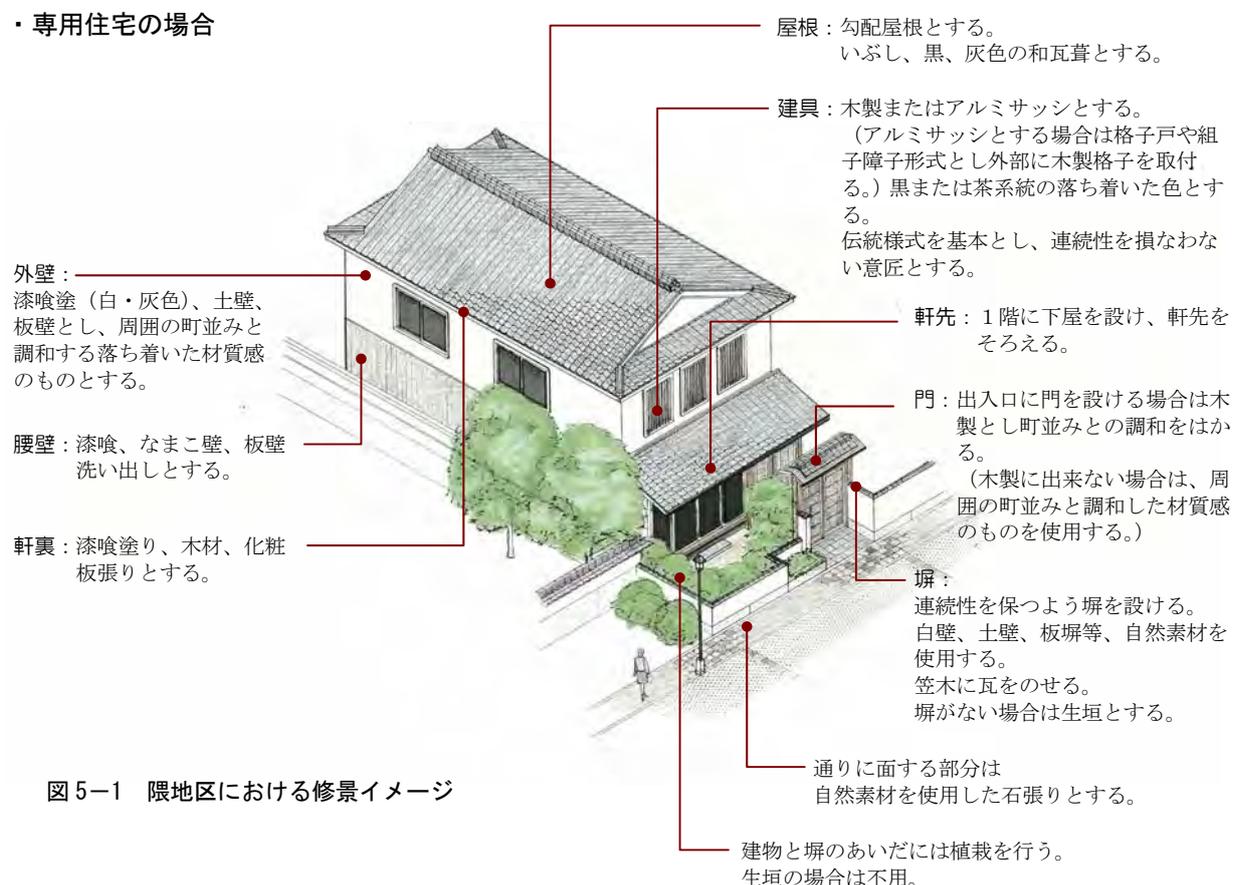


図5-1 限地区における修景イメージ

④ 小鹿田焼の里景観形成重点地区

■ 良好な景観の形成のための行為の制限

項目	指 針		基 準		
			集落景観区域	山林景観区域	
建築物 新築、増築 改築若しくは 移転、外観を 変更することと なる修繕、模様 替え若しくは 色彩の変更	主屋・付属屋等	配慮は敷地の履歴を考慮したものとする 皿山・池ノ鶴地区の伝統的様式 (配置、構造等)に則ったものとする (内部居住空間は自由)	配置	敷地の履歴を考慮したものとし、「ツボ」と称する前庭を設ける	基準は 特に 設けない
			階数	地上2階建て以下とする	
			梁間	2階小屋梁間は3間程度以下を基本とする	
			屋根	切妻造り又は入母屋造りとし、材料は和型瓦葺を基本とする 勾配は4.5/10から6/10程度、軒の出は3尺ケラバは2尺程度を基本とする(土蔵の場合は勾配6/10程度、軒の出は2.5尺、ケラバは2尺程度を基本とする)	
			外壁	中塗り仕上げ調、漆喰仕上げ調、又は板張り調とする。但し、付属屋は景観に調和したものとする	
			意匠	皿山・池の鶴地区の伝統的様式を尊重する	
	建築設置	道路からの景観を考慮して配置し、目隠し及び緑化等の工夫をする	配置	道路から見えない場所への設置を基本とするが、やむを得ない場合は目隠しの工夫をする	
	門・塀・生垣	門・塀は基本的に設けないものとし、やむを得ず設ける場合は景観に配慮する	門・塀	基本的に設けないものとするが、やむを得ず設ける場合は景観に調和させる	
	簡易な小屋等(*2)	自然素材等を使用した屋根とし、素材な造作とする	生垣	低木を基本とする	
	材料 工法	軸組材に丸太・転用材等、屋根材には自然素材等を使用し、素朴な造作を基本とする。(防災上やむを得ない場合を除く)	梁間	登り窯上屋等で梁間を大規模とする場合は景観に配慮したものとし、小鹿田焼窯元同業組合の同意を得る。	
色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする			色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする		
工作物(*1) 新設、増築 改築若しくは 移転、外観を 変更することと なる修繕、模様 替え若しくは 色彩の変更	窯	様式及び配置は履歴を考慮したものとする	伝統的様式とする。 登り窯を個人で新設する場合は小鹿田焼元同業組合と協議する。		
	鉄塔等	送電鉄塔、電波鉄塔等については必要最小限とする	高さ等、景観に配慮する		
	各種工作物	砂防ダム・橋梁・道路・河川等の公共工事で建設されるものについては、景観に配慮したものとする 煙突、柱、高架水槽その他これらに類するものにおいてはこの限りでない	景観に配慮する		
	擁壁、水路 河川護岸 棚田法面等	石積を基本とし、景観に配慮したものとする 道路と敷地の段差法面は、石積を基本とする 公共工事で建設されるものについては、景観に配慮したものとする	やむを得ずコンクリート等とする場合は緑化等により景観に配慮する 棚田法面は伝統工法による石積を基本とする		
	自動販売機	公共等による計画的なもの以外、新たに設置しない	屋外には設置する		
	その他 (ガードレール等)	公共工事で建設されるものについては、景観に配慮したものとする	景観に配慮する		
	色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする			色彩は、自然素材の場合は素材を基本とし、その他の場合は概ね彩度4以下の低彩度色とする	
土石の採取、 鉦物の掘採、 その他の土地 の形質の変更	土地の形状変更	農林業・窯業目的以外の土地の形質の変更は原則行わない 駐車場は公共等による計画的なもの以外は新たに設置しない	田畑10㎡以上4ヘクタール未満の転用を行う場合は届出が必要		
	土石の採取又は 鉦物の掘採	農林業・窯業・泉源目的以外の土石の採取又は、鉦物の掘採は原則行わない	小鹿田焼窯元同業組合の組織単位で計画的に行う やむを得ない場合は小鹿田焼窯元同業組合の同意を得る		
木竹の植栽 又は伐採	適地適木を基本とし、可能な場合等は広葉樹への樹種転換をする 窯業に関わる松の植樹を奨励する 森林の立木伐採においては地域森林計画に基づいて行う	松くい虫に耐性のある松の植樹を検討する 計画区域内の文化的景観地については、里山の保全のため更新時には広葉樹を基本とする			
屋外における 物件の堆積	農林業・窯業目的以外のものの堆積は行わない	やむを得ない場合は道路などから見えない場所を選び、道路から出来るだけ離し、高さを低くするなど、景観に配慮する 採取した陶土の保管は各窯元において小屋(陶土置場)などに蓄積する			
備 考	(*1) 景観法には工作物の定義がなされていない為、下記のように整理する 「工作物」：電柱、電波塔、広告物・道路案内板、自動販売機、ガードレール、河川擁壁、砂防ダム、河川堰、河川橋梁、棚田法面、宅地の擁壁石積や、公共工事で建設されるあらゆる人工物をさす。また、高さが低く、建築物に該当しない小屋等も含む。 (ただし、広告物については、大分県屋外広告条例に則って対応する) (*2) 「簡易な小屋等」：登り窯上屋、唐臼小屋、陶土置場、焚物小屋、炭焼付属屋、農作業用小屋、その他倉庫等をさす。				

表5-8 小鹿田焼の里地区景観形成基準

第6章 景観重要建造物・樹木の指定の方針

- 6-1 景観重要建造物及び景観形成建築物の指定の方針
- 6-2 景観重要樹木及び景観形成樹木の指定の方針

私たちのまちの景観 （ 咸宜園 秋風庵 ）



6-1 景観重要建造物及び景観形成建築物の指定の方針

歴史的・文化的な価値にとらわれず、特徴的な景観を有し、地域のシンボルとなるような建造物で、道路やその他の公共の場所から容易に見ることができるものを「景観重要建造物」に指定します。

また“日田らしさを特徴づける大切な景観資源である建築物”を「景観形成建築物」に指定し、所有者・管理者との合意のもと、積極的に保全していきます。

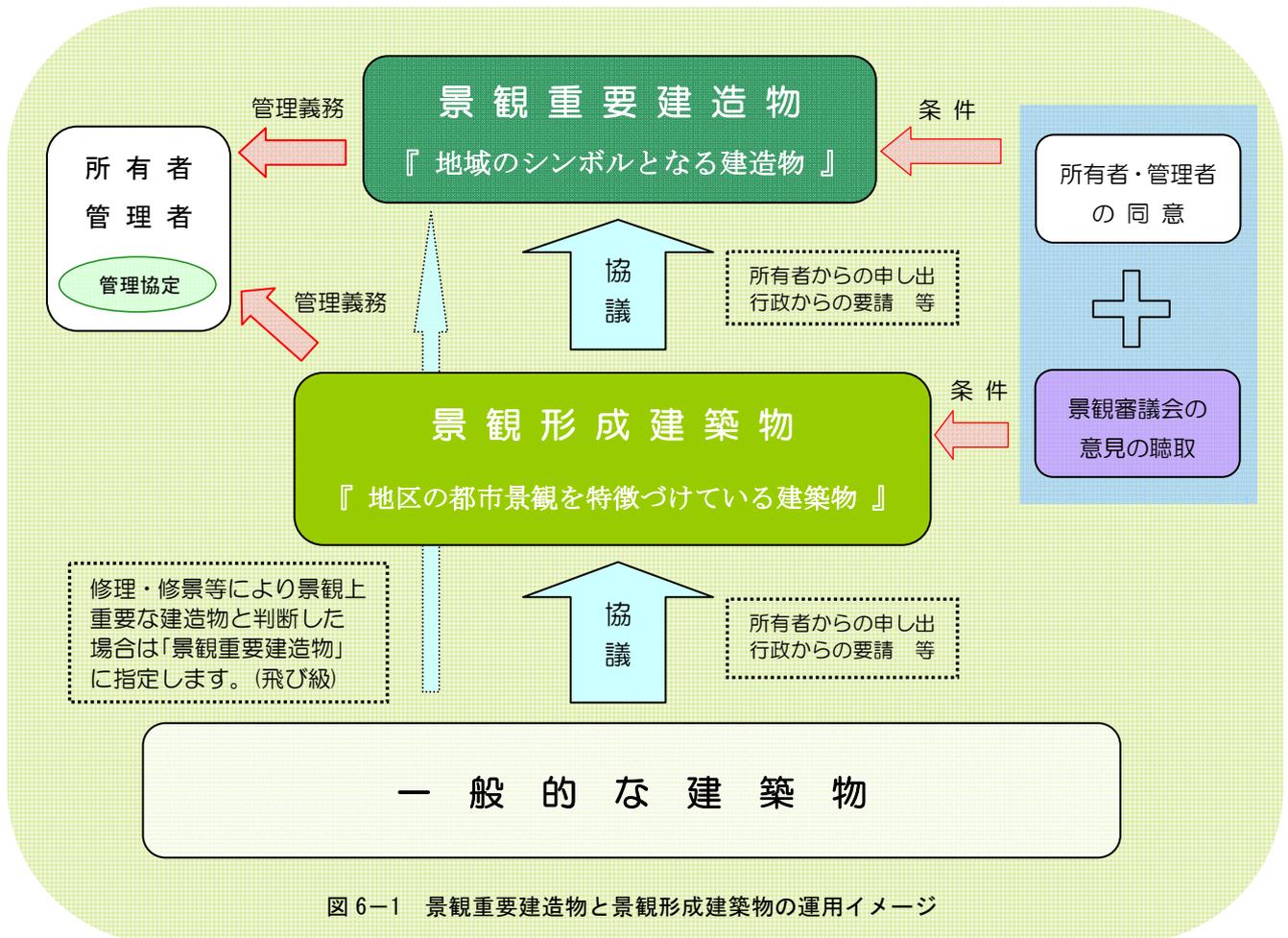


図 6-1 景観重要建造物と景観形成建築物の運用イメージ

景観法に基づく「景観重要建造物」の指定を受けた建造物は、損失を受けた際に所有者・管理者が補償を受けられる一方、継続した維持・管理のための管理協定の締結などの負担も生じることから「景観重要建造物」への移行は所有者・管理者の合意が最重要となります。

また、景観重要建造物については大臣が承認する条例を所管する自治体が定めることで、建築基準法の一部が緩和されます。

【 景観重要建造物の指定の対象は・・・ 】

- ① 地域のシンボルや象徴となる建造物
- ② 公共的な場所から容易に見ることができる建造物
- ③ 継続的な維持・管理が積極的に行われている建造物

【 景観形成建築物の指定の対象は・・・ 】

- ① 地域の景観を特徴づけている建築物等
- ② 市民に親しまれている建築物等
- ③ 歴史的・建築的価値のある建築物等

条件



所有者・管理者
の同意



景観審議会の
意見の聴取



岩尾家住宅（国登録有形文化財）



横尾家住宅（景観形成建築物）



立花家土蔵（景観形成建築物）



黎明館（国登録有形文化財）



宇野家住宅（国登録有形文化財）



後藤家住宅（国登録有形文化財）

6-2 景観重要樹木及び景観形成樹木の指定の方針

歴史・文化的な価値にとらわれず、市民に親しまれ、地域のシンボルとなるような樹木で、その樹容が景観上の特徴を有しているものを「**景観重要樹木**」に指定します。

また、“良好な自然環境を確保し、美観風致を維持”しており日田市環境保全条例に基づく指定を受けた樹木を「**景観形成樹木**」に指定し、所有者・管理者との合意のもと、積極的に保全していきます。

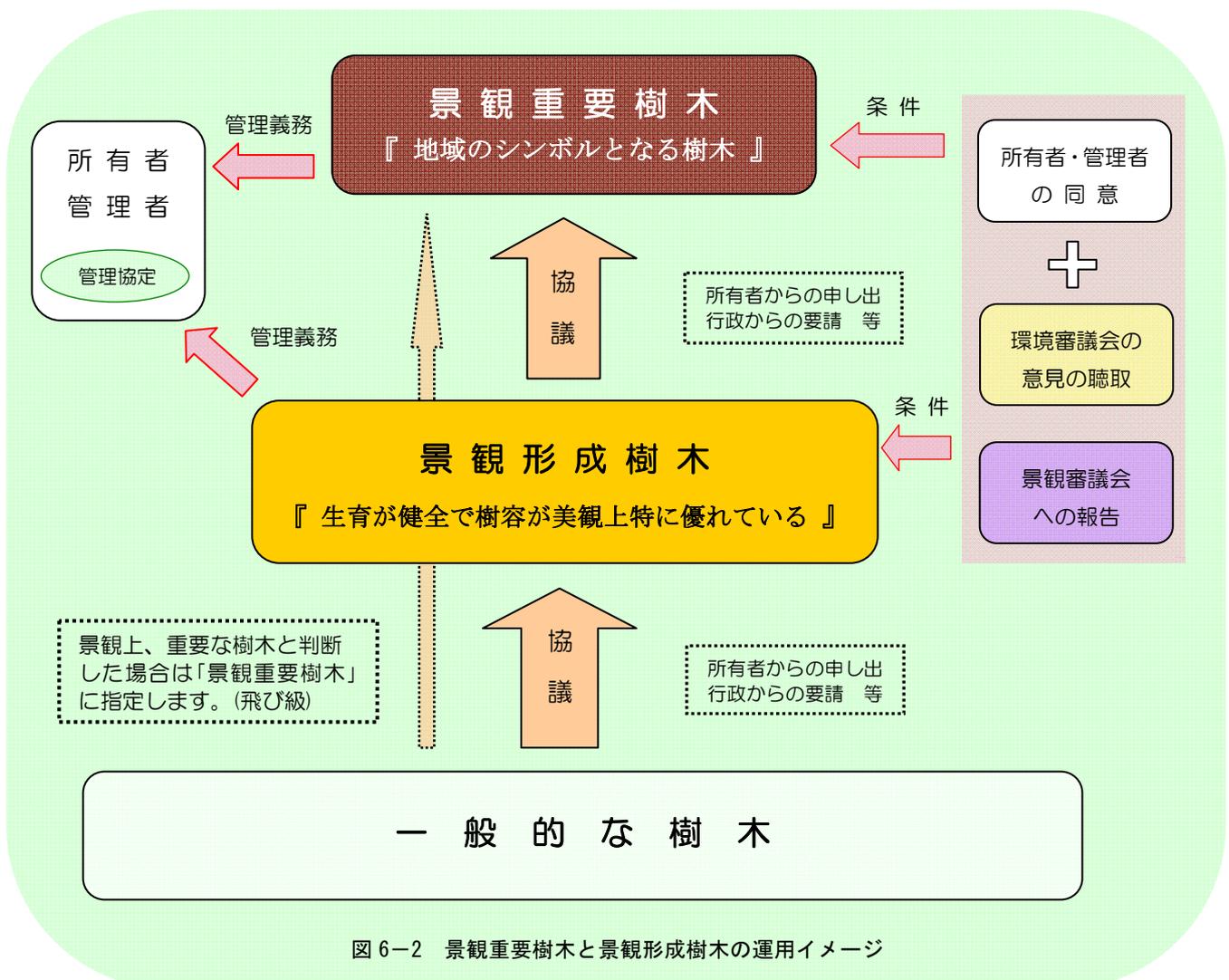


図 6-2 景観重要樹木と景観形成樹木の運用イメージ

景観法に基づく「景観重要樹木」の指定を受けた樹木は、損失を受けた際に所有者・管理者が補償を受けられる一方、継続した維持・管理のための管理協定の締結などの負担も生じることから「景観重要樹木」への移行は所有者・管理者の合意が最重要となります。

また、必要に応じて関連する法令（都市緑地法や森林法、日田市環境保全条例など）の活用による景観調和を図ります。

【景観重要樹木の指定の対象は・・・】

- ① 地域のシンボルとなり、その樹容が特徴的な樹木
- ② 公共的な場所から容易に見ることができる樹木
- ③ 継続的な維持・管理が積極的に行われている樹木

【景観形成樹木の指定の対象は・・・】

- ① 良好な自然環境を確保し、美観風致を維持する樹木
- ② 歴史上若しくは美観上優れているもの
- ③ 日田市環境保全条例に基づく優れた樹容の樹木

条件


所有者・管理者
の同意



環境審議会の
意見の聴取

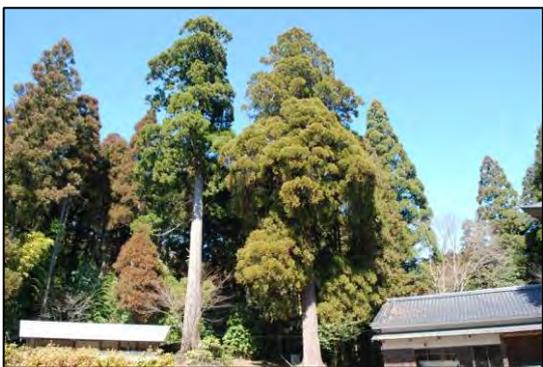
景観審議会
への報告



大原弓道場の桜並木



八坂神社 むらくもの松（市指定天然記念物）



宮園神社のスギと自然林（県指定天然記念物）



中野川の八重桜



若宮神社 ムク（市指定特別保存樹）



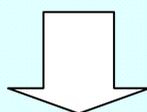
日田祇園山鉾会館 藤棚

【参考資料②】 豆田地区の“いま”と“むかし”

時代の流れが変わっても、私たちの祖先が日々の生活の中で積み上げてきた歴史や受け継いできた伝統・技術を守り育てていくことは、私たちが日田市で暮らしていることを再確認し、誇りに感じるための重要な要素となります。日田らしい、誇りある景観を意識していくには、伝統的な建造物や町並みを守り育てるだけでなく、景観を感じる場所（見る場所）を整備していくことも重要です。



約 100 年後・・・



明治末期の豆田町（月隈公園山頂より）



平成 23 年の豆田町（月隈公園山頂より）

第7章 屋外広告物の掲出等に関する事項

7-1 屋外広告物の掲出等に関する方針について

私たちのまちの景観（中津江村 宮園神社）



7-1 屋外広告物の掲出等に関する方針について

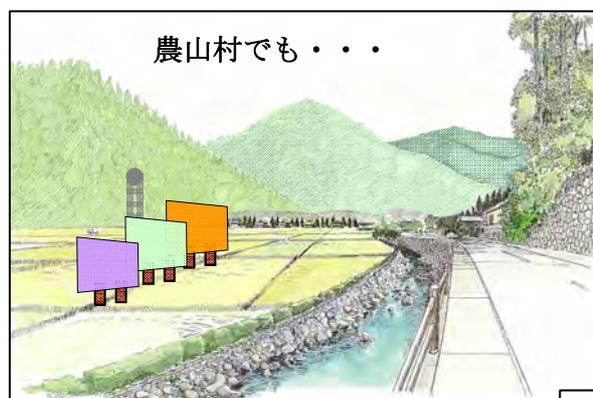
屋外広告物は、都市の雰囲気やイメージに対して大きな影響力があり、地域の景観特性に応じた良好な都市景観を形成していくためには、適切な誘導策が重要となります。

また、各種広告物は「屋外広告物法」で規制されているため、設置に関しては法令遵守が基本となることから、屋外広告物の掲出等に関する行為については、大分県屋外広告物条例及び日田市における大分県屋外広告物施行規則が適用されます。

特に、景観形成重点地区等においては地域の合意形成に基づき、地域の特性に応じて屋外広告物の掲出等に関する設置基準を設定し、広告物の色彩や規模等の誘導策を必要に応じて検討します。

【 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する方針 】

- ① 周囲の景観（形状）との調和に配慮し、必要最小限の規模にとどめる。
- ② 周囲の景観（色彩）との調和を重視し、けばけばしい色彩は使用しない。
- ③ 複数の箇所に設置された屋外広告物は集約化を図る。
- ④ 建築物を利用する屋外広告物は、建築物と一体感のある意匠・色彩とする。
- ⑤ 所有者は耐久性に優れた素材を用い、定期的に維持・管理する。

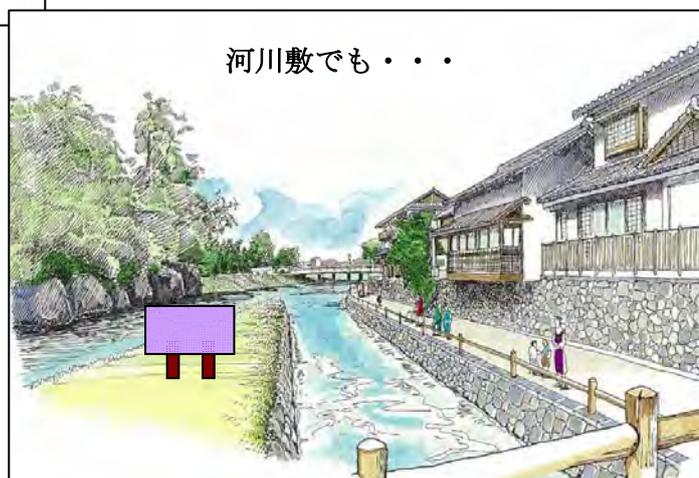


※ 屋外広告物は、地域特性や場所によらず比較的安易に建築が可能ですが、周囲の景観に与える影響は大きく、設置の際は十分な協議が必要です。
交通誘導板などの公共サインにおいても周囲の景観に配慮しましょう。

規格・デザインを
統一しよう



町並みに調和した
色彩にしよう



第8章 景観重要公共施設の整備等に関する事項

8-1 景観重要公共施設の指定について

8-2 景観重要公共施設の整備について

私たちのまちの景観 （天瀬町 天ヶ瀬温泉郷）



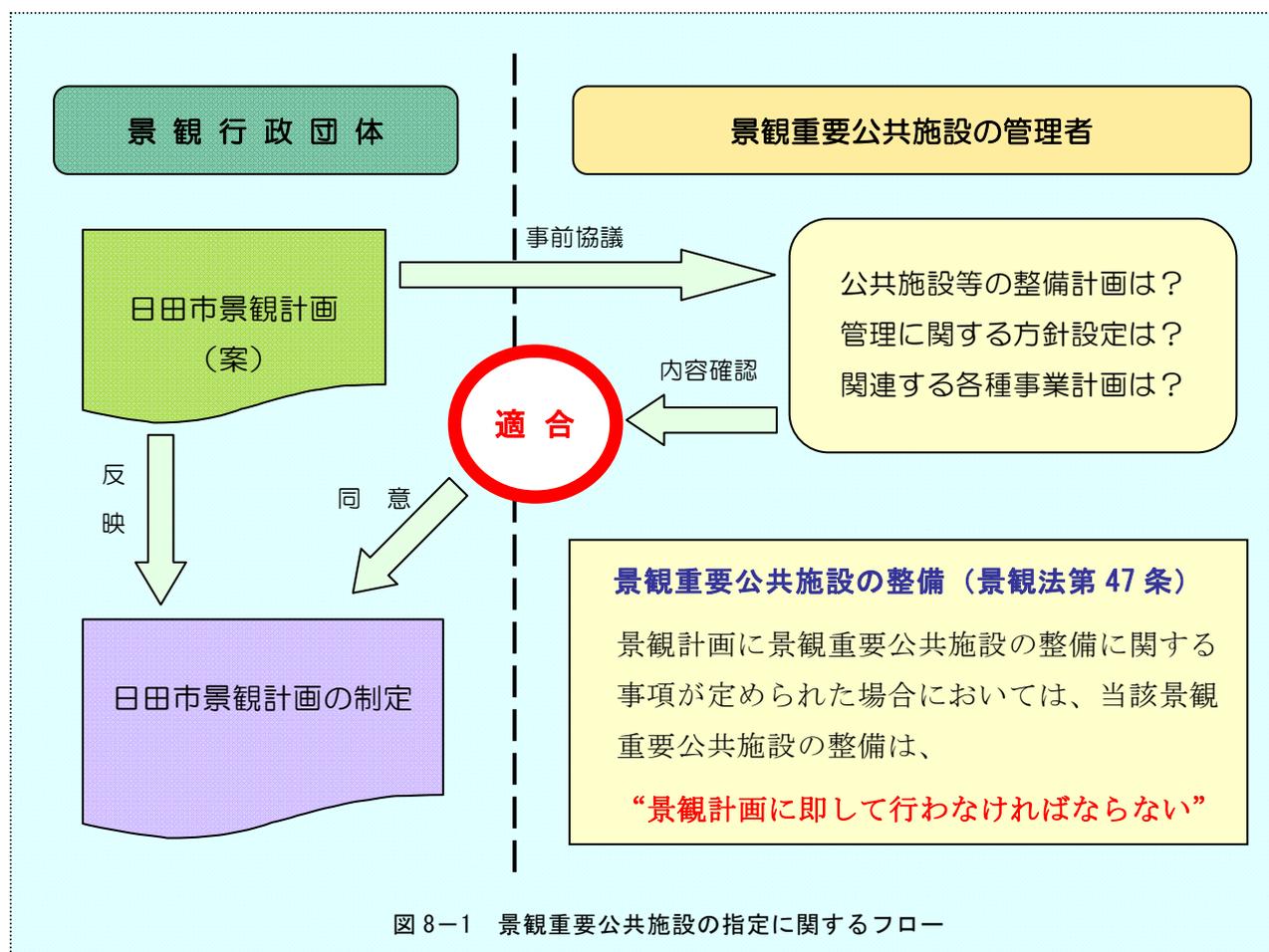
8-1 景観重要公共施設の指定について

公共施設は大規模なものが多く、地域一帯の景観に与える影響も大きいことから、環境整備や設置基準等については、良好な景観形成のために先導的な役割を担っていく必要があります。そこで、管理者の同意を得た公共施設を『景観重要公共施設』に指定し、景観計画に即した整備を実施していきます。

また、景観重要公共施設の整備基準や占用等の許可基準を定める場合は、景観重要公共施設の管理者の同意が必要となります。

【 景観重要公共施設の指定の対象 】

- ① 規模が大きく、設置の必要性が高いと考えられる公共施設
- ② 地域のシンボルとして市民に親しまれている公共施設
- ③ 良好な自然風景地に位置する公共施設
- ④ その他、景観的な影響が大きいと考えられる公共施設、また、新たに良好な景観形成を図る必要のある公共施設



8-2 景観重要公共施設の整備方針について

『景観重要公共施設』の指定を受けた公共施設は、下記の整備方針に即した整備計画が求められます。

① 良好な景観の形成に向けた目標像を定めます。

公共施設等の設置にあたっては、良好な景観形成のための目標像を定めることが重要であることから、各公共施設の機能や利用目的といった観点に加え、施設自体の形態や周辺環境との調和等の観点についての目標を定めます。

② 全体の統一感や一体感を確保します。

公共施設の建設予定地に隣接して他の施設などがある場合や周辺に施設の立地計画等がある場合は、景観的な統一感を得るために、所管を超えた検討・調整を行います。

また、将来的に付属施設等が設置される場合は、“つけ足し”“整備とならないように”本体施設と一体感のある施設環境整備方針を定めます。

③ 植物の生長に応じた維持・管理を行います。

樹木等の維持・管理については生長段階に応じて樹形を美しく整えていくことを基本とし、長期的な維持・管理に配慮した植栽計画とします。

④ 地域への支援体制を構築します。

地域住民と事業主、行政が協働体制を構築していくことは、良好な景観を維持・管理していく上で重要な要素であることから、草花や必要な資機材の調達、収集したゴミの廃棄処分などの支援体制を計画します。

【参考例】 周囲の景観に影響を与える大規模な公共施設について

公共施設の新設、改修、模様替えによる色彩や形状の変更等にあたっては、施設の特性や周囲の景観特性を十分に考慮した検討を行います。



国道212号



パトリア日田



三隈川可動堰

第9章 景観農業振興地域整備計画に関する事項

9-1 景観農業振興地域整備計画について

私たちのまちの景観 （上津江町 フィッシングパーク）



9-1 景観農業振興地域整備計画について

農山村地域では、風土に適した農林業の営みや日々の暮らしから受け継がれてきた伝統文化などの要素が一体となってその魅力が醸成されており、豊かな自然、安らぎ、美しい景観などの多様な価値が再認識されています。

一方、過疎化や高齢化に伴う地域社会の連帯性の弱まりによって、農耕地・森林地等の管理に支障が生じ、魅力の低下につながることを懸念されていることから、棚田等の良好な景観保全や新たな就農に取り組む方々に対する支援制度を必要に応じて検討します。



山田原地区の農用地



求来里地区のほ場整備状況

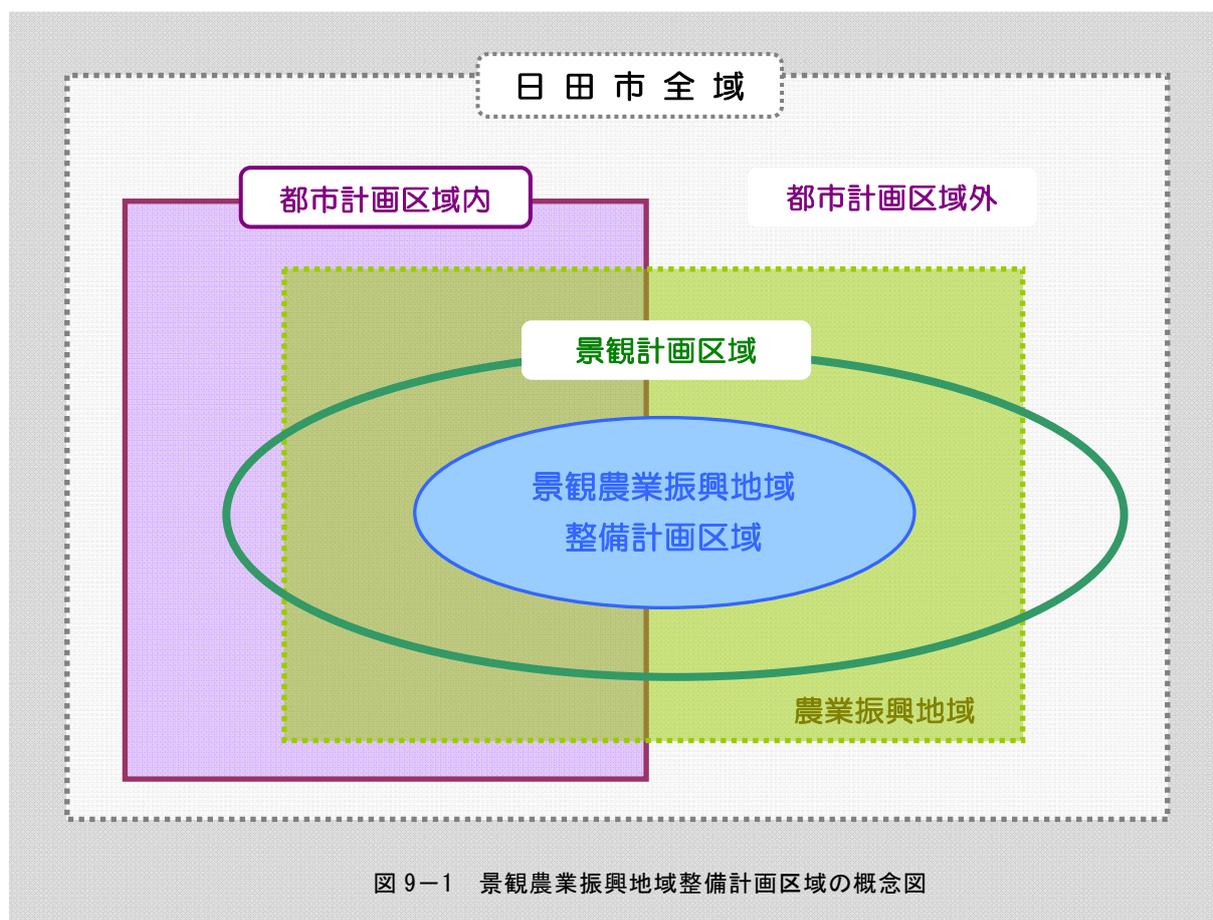


図9-1 景観農業振興地域整備計画区域の概念図

景観農業振興地域整備計画の内容

- ◆ 景観農業振興地域の区域設定
 - 農業振興地域において、景観に配慮しながら良好な営農条件等の確保を図るための措置が必要な区域を設定
- ◆ 景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
 - 景観を維持したい農地の管理や景観作物の共同栽培など、地域における特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方を定める
- ◆ 農業生産基盤の整備や開発に関する事項
 - 区域内の農用地・農業用施設などについて、その整備・保全の方向性や具体的な事業・活動について定める
- ◆ 農用地の保全に関する事項
- ◆ 農業の近代化のための施設整備に関する事項



『 勸 告 』

景観農業振興地域整備計画に基づき、良好な営農条件を確保する為の措置。

景観農業振興地域整備計画策定
アドバイザー制度等の予算支援

『 農地法の特例 』

土地利用の勧告に従い、自治体から“景観整備機構”に指定されたNPO法人等が作物の栽培等を行う場合に使用貸借による権利・貸借権の設定が可能。



上宮町の棚田

『 農振法の特例 』

農用地域内の開発行為等は、景観農業振興整備計画に沿った土地利用が必要となる。



大山町 旧矢羽田家住宅

図9-2 景観農業振興地域整備計画のしくみ

【参考資料④】 市民アンケート調査の結果について（その2）

ここでは、市民の皆さんが“これからも守っていききたい”と感じている身近な景観について紹介します。

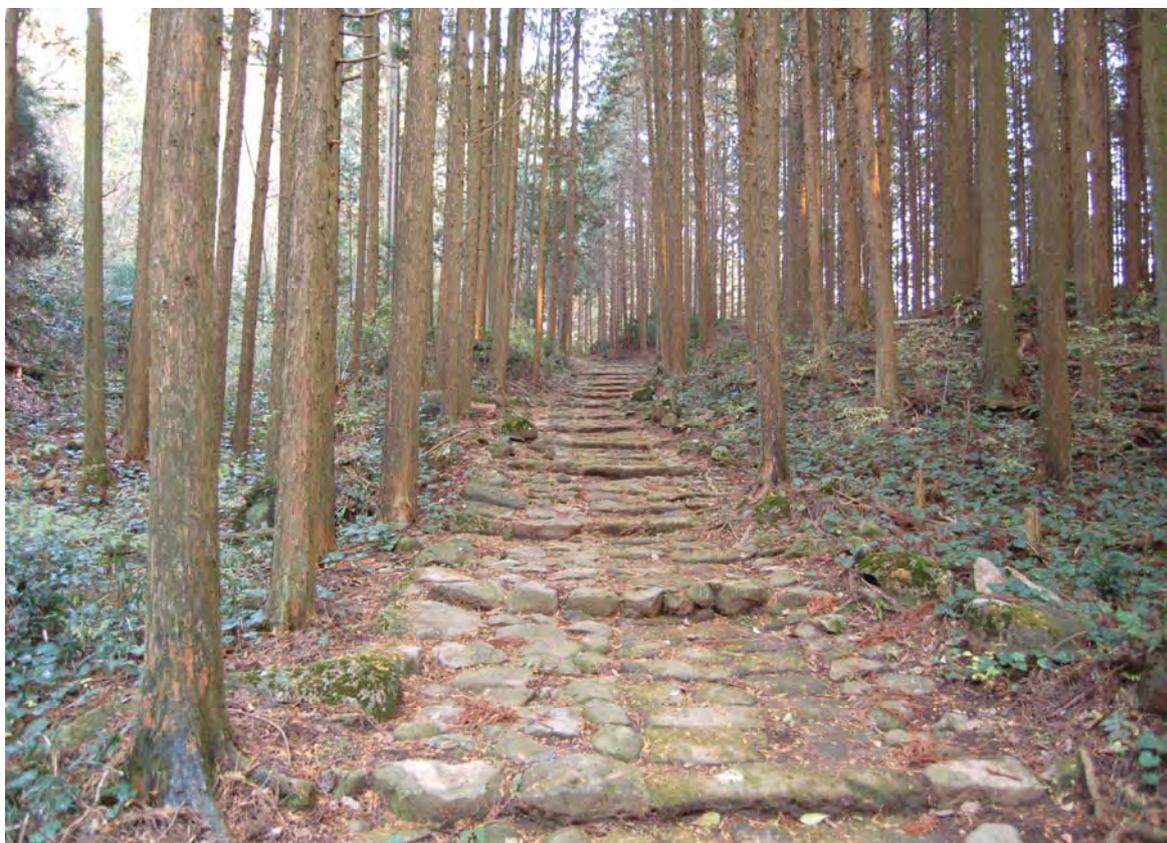
(2) これからも大切に守っていききたい身近な景観資源はなんですか。

	対 象	並木・樹木・草花等	
山岳林	<ul style="list-style-type: none"> 龍体山、一尺八寸山 前津江の釈迦岳 ひびき溪谷 	<ul style="list-style-type: none"> 下笠ダム周辺の山林 津江山系の自然林 シオジ原生林 	
河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> 三隈川自然や水量 小野谷のホタル 大山川の自然岩 三隈川鮎のやな場 小ヶ瀬井路 	<ul style="list-style-type: none"> 渡里川水路（清水町周辺） 黒岩橋下の梵子岩 天瀬町玖珠川の露天風呂 津江地域の源流 城内川（運河） 	<ul style="list-style-type: none"> 中野川の八重桜 花月川の菜の花 三隈川の桜並木 小野谷の紅葉 竹田公園裏のムク
里山村	<ul style="list-style-type: none"> 小鹿田の里（唐臼） 上宮町の棚田 夜明地区の田園風景 おおくぼ台の梅園（大山町） 	<ul style="list-style-type: none"> 池ノ鶴地区の棚田 山田原の田園風景 ことといの里（小野地区） 	
公園	<ul style="list-style-type: none"> 亀山公園周辺 月隈公園の石垣 星隈公園の自然林 貫見つつじ台公園（大山町） 	<ul style="list-style-type: none"> 慈眼山公園（永興寺） 鏡坂公園（展望台） 吹上公園（吹上神社） 	<ul style="list-style-type: none"> 萩尾公園の桜 大原公園のしだれ桜 蜂の巣公園の桜並木
寺社・仏閣	<ul style="list-style-type: none"> 大原八幡宮 高塚愛宕地藏尊（天瀬町） 宮園神社（中津江村） 中島天満宮（大鶴地区） 大野老松天満社（前津江町） 	<ul style="list-style-type: none"> 浦宮神社（上津江町） 元宮神社 鳥宿神社（大山町） 伝来寺庭園（中津江村） 	<ul style="list-style-type: none"> 岳林寺の大イチョウ 若宮神社のムク 八坂神社のむらくもの松 宮園神社の大スギ 雉矢天満宮のフジ
建築物・工作物等	<ul style="list-style-type: none"> 草野本家 井上家住宅（大鶴地区） 間地眼鏡橋（中津江村） 咸宜園 小竹庵（上津江町） 	<ul style="list-style-type: none"> 小野の水車小屋 旧矢羽田家住宅（大山町） 大部、隈の沈橋 祇園まつりの山鉾 日本丸館（岩尾薬局） 	
町並み・沿道	<ul style="list-style-type: none"> 豆田地区の町並み（水路、伝統的建造物など） 隈地区の町並み（旧家、温泉街） 石坂石畳道（市ノ瀬町～伏木町） 天ヶ瀬温泉街（天瀬町） 	<ul style="list-style-type: none"> ダイエー前のクスノキ 中央通りのケヤキ並木 東部中学のメタセコイヤ 台小のあすなる 	

第 10 章 よりよい景観を守り育てていくために

- 10-1 景観整備機構の指定について
- 10-2 景観協議会の設立について
- 10-3 景観協定について
- 10-4 今後の取り組みについて

私たちのまちの景観 （市ノ瀬町～伏木町 石坂石畳）



10-1 景観整備機構の指定について

景観まちづくりは行政だけが実施するのではなく、民間団体や市民のみなさんで構成する特定非営利活動法人（NPO法人）等が主体となって、良好な景観の形成・保全を推進していくことも重要な要素であることから、業務を適正かつ確実にを行う能力を有し、景観保全や景観整備の実施が可能な団体を、積極的に『景観整備機構』に指定します。

『景観整備機構』に指定された団体と日田市は互いに連携・協力をし、役割分担しながら責任をもって良好な景観の形成を推進していく必要があります。

【 景観整備機構の業務 】

- ① 良好な景観まちづくり活動に対し、知識を持つ者の派遣、情報の提供、相談、その他の援助を行います。
- ② 管理協定に基づいて、景観重要建造物または景観重要樹木を管理します。
- ③ 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業や景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行い、これらの事業に参加します。
- ④ 事業に有効利用できる土地の取得や管理、譲渡を行います。（政令で定めるものに限る）
- ⑤ 景観農業振興地域整備計画区域内の土地を同計画にしたがって利用するため、委託に基づく農作業を行い、その土地についての権利取得や土地の管理を行います。
- ⑥ 良好な景観づくりに関する調査研究を行います。
- ⑦ ①～⑥以外のほか、良好な景観づくりの促進のために必要な業務を行います。



建築士会による建築相談会



棚田の保全活動



杉林の間伐



フォーラム等のイベント活動



景観まちづくりの企画・提案



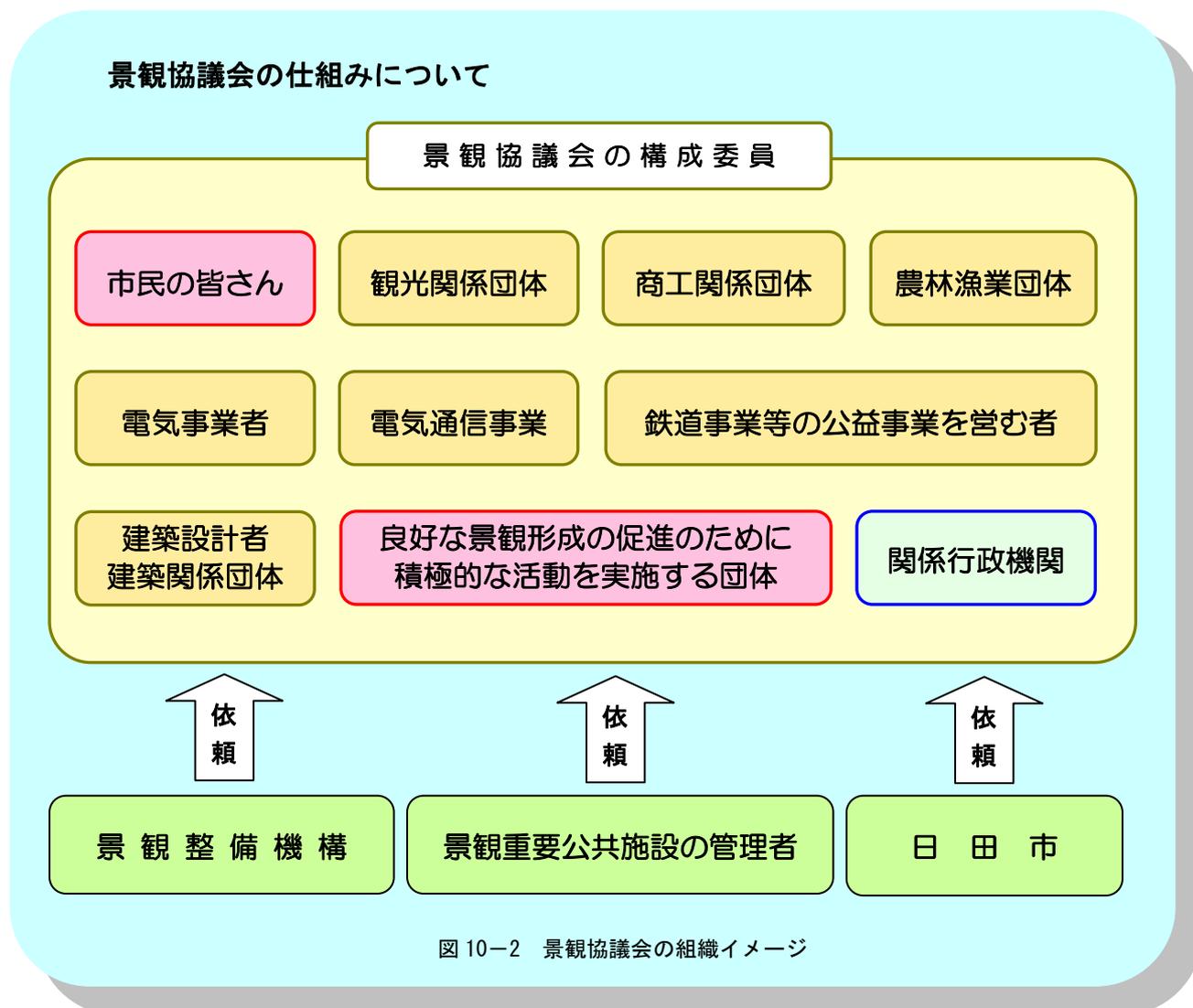
河川沿い清掃活動

図10-1 景観整備機構の活動イメージ

10-2 景観協議会の設立について

景観計画区域内における良好な景観の形成及び保全を継続して推進していくためには、まちづくり活動に積極的な市民団体や事業主、関係行政機関などの様々な立場の関係者が一緒になって必要な協議を行うことが重要であり、景観まちづくり活動の目的によって多種多様な団体による運営も予想されることから、景観整備機構や景観重要公共施設の管理者、日田市は意見交換や景観まちづくりに関する合意形成の場として“景観協議会”を組織することができます。景観協議会の構成については、市民・観光関係団体・商工関係団体・農林漁業団体・電気事業、電気通信事業者・鉄道事業等の公益事業を営む者・その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う方々等によって組織されます。

この景観協議会で協議し合意された内容については、『尊重義務』が発生することから、私たちのまちの景観に関する課題を協議する場合には、十分な検討と柔軟な対応が必要となります。



10-3 景観協定について

景観計画区域内において、地域の皆さんが自らの手で地域のよりよい景観の維持・増進を図るため、自主的なルールを設けることができます。

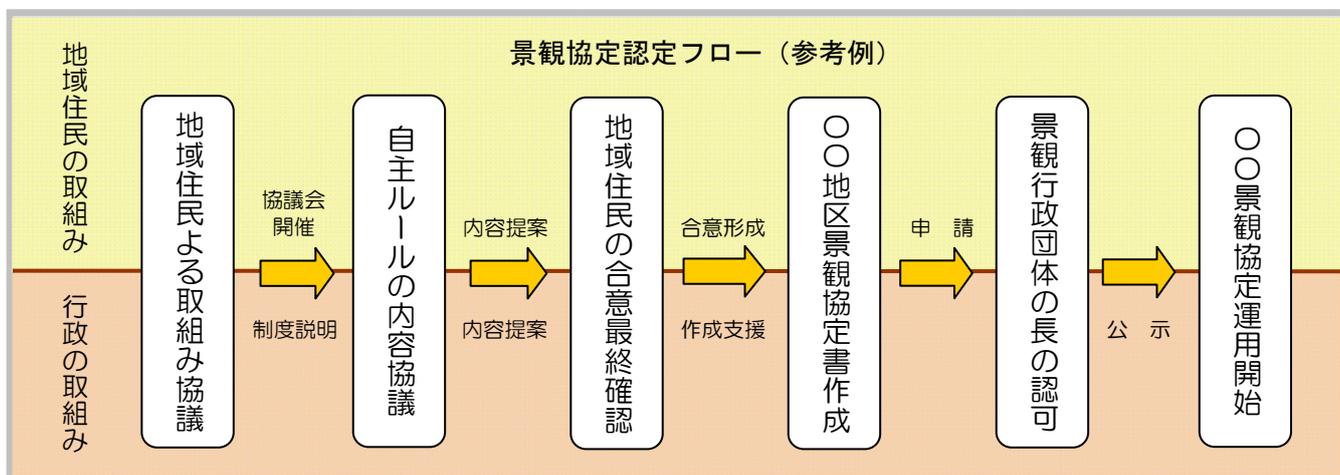
景観協定は、地域特有の個性や特徴を景観まちづくりに活かしていくための制度ですが、地域の皆さんが主体となって作り上げた自主ルールを継続して自主的に運用していくことが求められますので、景観協定を締結する条件として、対象となる区域の**土地所有者等全員**の合意形成が必須となります。また、地域の実情に応じてきめ細やかに、幅広くルールを設定することができますので景観協定区域に住む誰もが普段の日常生活の中で、無理のない取り組みが可能となり、地域の一体感の醸成にも有効な制度です。

景観協定制度は、地域の皆さんや事業主の主体的なまちづくり活動が原動力であり、その取り組みに対して行政が支援をしていくことが主旨であり、積極的な制度活用を推進します。

【取り組みの参考例】

- ① 建築物の色彩や形状、高さなどの規模について設置基準を定める。
- ② 店舗に掲示する屋外広告物の大きさや種類、色彩の基準を定める。
- ③ 建築物等を建築する際には、敷地内に〇〇%以上の緑地を設ける。
- ④ 家の前にプランターや鉢植えなどの季節の花を1個以上設置する。
- ⑤ 地域の清掃美化活動などの実施回数や活動範囲、時期を設定する。

ハード面
↑↓
ソフト面



【景観協定に定める事項】

- ① 景観協定の名称・目的
- ② 景観協定の対象となる区域
- ③ 景観協定の運営主体
- ④ 景観形成に関する基準
- ⑤ 景観協定の有効期間
- ⑥ 景観協定に違反した場合の措置
- ⑦ 景観協定の変更又は廃止の手続き 等



10-4 今後の取り組みについて

景観まちづくりを実現していくためには、市民の皆さん・事業主・行政（日田市）が協働して取り組んでいくことが重要であることから、“日田市景観計画”の積極的な活用により、「自然と地域と人がつながる“水郷日田”の景観まちづくり」を目指して、次のような取り組みを推進します。

- 地域住民の強い合意形成があった場合には「景観地区」を指定し、景観の保全と創出に対する実効性を強化するとともに、市民主体の景観まちづくりを実践。
- 景観的に重要な建造物や樹木の維持・管理に対する支援制度の確立。
- 景観的に重要な建築物・工作物等の改築や土地開発、公共施設の設置において、景観計画に沿った内容であるか、協議する組織の設置。
- 教育機関と連携し、景観に関する授業や市民の皆さんと協働した取り組みへの参加に対する情報の発信と提供。
- 良好な景観の形成に関する事項やルールを総括的に審議する「日田市景観審議会」を設置。

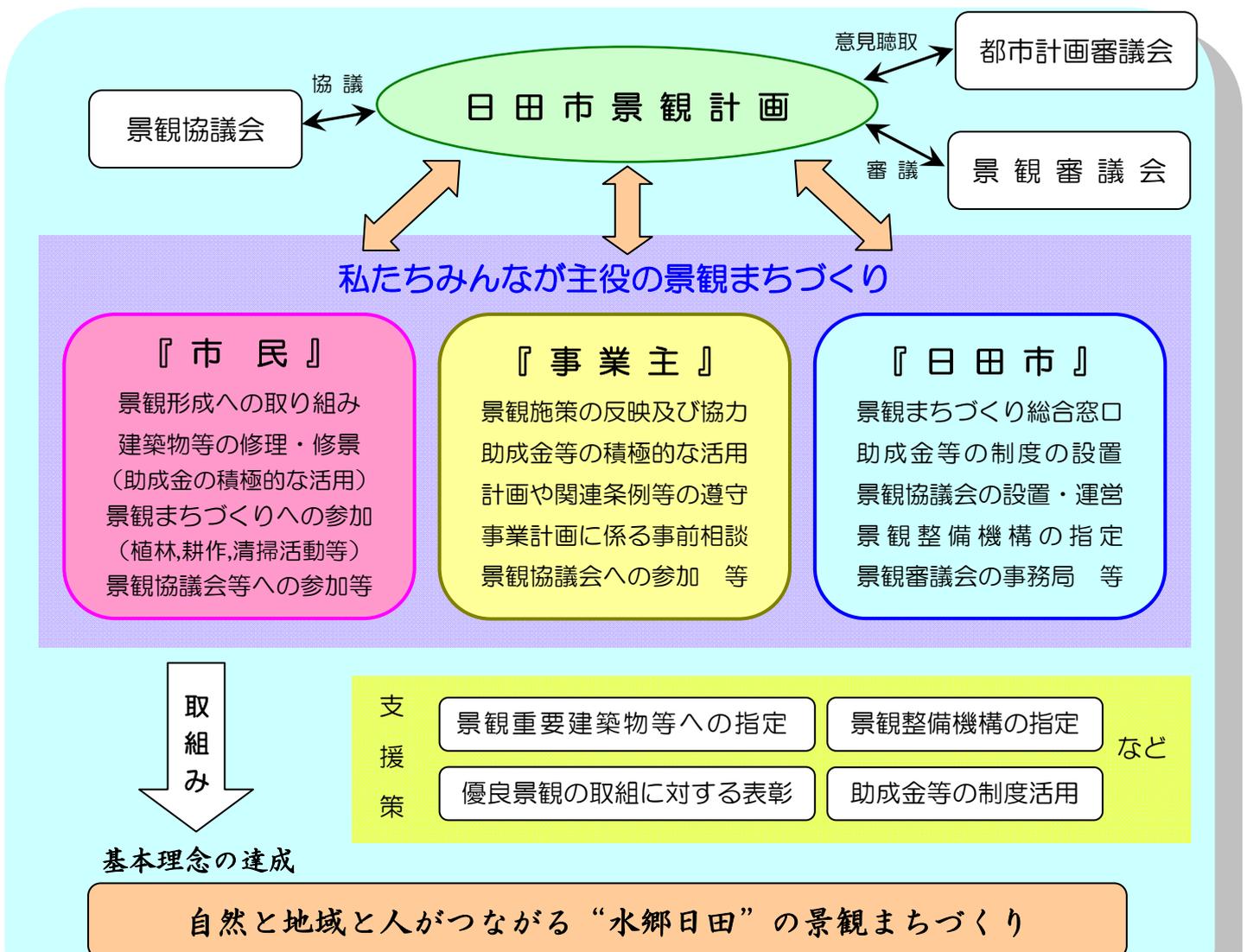


図 10-3 今後の取り組みイメージ

日田市景観計画

編集／発行 日田市 土木建築部 都市整備課

〒877-8601

大分県日田市田島2丁目6番1号

TEL 0973-22-8217

FAX 0973-22-8247

e-mail toshi@city.hita.oita.jp